

フランス第三共和制憲法学の変容 ——ジョゼフ・バルテルミの憲法理論の位置づけ——

春 山 習

序

I 第三共和制下のフランス

- 1 政治
- 2 憲法学

II バルテルミの憲法理論

- 1 方法論
- 2 改革論
 - 2-1 執行権論
 - 2-2 比例代表制論
- 3 議会制論

跋

序

本稿はジョゼフ・バルテルミ（Joseph-Barthélemy）の憲法理論が持つ意義を、第三共和制におけるフランスの政治、社会状況及び憲法学のあり方の中に位置づけることによって明らかにすることを目的とする。バルテルミは第三共和制憲法が成立する前年である1874年に生まれ、第四共和制憲法が成立する直前の1945年に没した。この印象的な年代的符牒に加え、彼は「20世紀前半のフランスにおける最も偉大な法律家・法学教授の中の一人」とも⁽¹⁾

評される法学者であり、1919年から1928年まで下院議員を務めた政治家でもある。まずオリヴィエ・ボーの論文を素材として、より本稿の視点を明確にし、その射程を示しておきたい。

ボーは、バルテルミに対して極めて厳しい評価を下している。⁽²⁾すなわち、近年生じている憲法理論の憲法訴訟への従属は、古典的な憲法学の体系が政治学と緊密なつながりを持つことによって脆弱になっているからであり、この脆弱性に貢献したのがバルテルミであると主張するのである。⁽³⁾ボーがバルテルミを「墓掘人 (fossoyeur)」とまで断罪する理由は、彼がその主著である『憲法概論』において、それ以前の古典的憲法学に自覚的に背を向けたからである。ここでボーがデュギ、オーリウ、カレ・ド・マルベールなどを想定する古典的憲法学とは、政治権力として把握された国家を統制するためのものであり、また民法に席卷されていた法学において、民法学から自律し、憲法学独自の専門的ディシプリンを成立させようとする営みの中にあつたものである。⁽⁴⁾ボーによれば、バルテルミの主著には、理論の構築あるいは再構築がみられない。バルテルミのようなアプローチは「議会や政府といった主要な機関が構成する政治制度の描写を特権化し、憲法のメカニズムや憲法理論を軽視」しているのであって、このような方法は、「規範は事実性と同一視されるべきではない」し「憲法理論は憲法と政治学とをつなぐ環でなければならぬ」との批判を惹起するのである。⁽⁵⁾バルテルミに対してフランス憲法学における「古典」から離れることによって、現在の憲法訴訟に傾倒した、あるいはいわゆる政治学的傾向に偏った主流的傾向を生み出したとの評価がされており、その意味で彼が重要な分岐点と見なされていることを確認しておきたい。

他方で、バルテルミの主著『憲法概論』を称賛する声も多い。例えば現代フランス憲法学、政治学の泰斗であるデュヴェルジェやプレロは、バルテルミの著作を高く評価している。⁽⁷⁾結局、1933年の第二版の出版に至って『憲法概論』は、「古典」の位置を獲得し、それまで古典とされていたエスマン、

デュギ、オーリウの著作にとってかわったのである。⁽⁸⁾したがってポーの評価とはまた別の角度から、バルテルミの著作および彼の憲法学の重要性が確認できるであろう。

このようにバルテルミはその重要性は認められながらも、毀誉褒貶の激しい存在なのである。これには彼の理論の位置づけもさることながら、第三共和制を擁護した自由主義者からヴィシー政府の法務大臣へと転落したその経歴も多分に影響していると思われるが、それにも関わって、現代のフランス憲法学でバルテルミがどのように受容されているかは興味深い。彼の著作は、第四共和制期には広く引用されていたが、第四共和制からの転換を図った第五共和制では、それゆえに忘却されていた。それにもかかわらず1985年に主著『憲法概論 [第二版]』が復刊されたのは恐らく偶然ではない。近年フランス憲法学において、第三共和制期の主要な著作が復刊され、重要な論者についてのシンポジウムが開催されるなど、フランス学説史研究が盛んになっているのである。これについて山元一は、フランスで憲法訴訟が活発になったことで憲法学の法律学化が進み、憲法学が空洞化してしまったことに批判的な論者たちがこのような憲法学説史や憲法思想史に強い関心を持っており、「政治法」プロジェクトが試みているように彼らが新たな憲法学の役割を打ち出そうとしている背景を示唆している。⁽⁹⁾実際、第五共和制においては、そうした憲法思想的関心の高まりからか、第三共和制後期の憲法学に第五共和制の「源流」を求める論者も存在する。⁽¹⁰⁾また、バルテルミ自身についての極めて詳細な研究書も存在するところである。⁽¹¹⁾ポーの論文もこのような背景において発表されたものであろう。

ところで、ポーの批判が向けられているのはバルテルミの憲法学に包含されているところの政治学的要素であるが、樋口陽一が述べるように、そもそも憲法学と政治学はそれ自体として対置されるものではなく、憲法学の内部における憲法解釈と憲法認識のあいだにこそ異質性があり、後者が政治学と同質のものである。⁽¹²⁾すなわち認識の学、実証科学としての政治学は憲法学の

中にもともと織り込まれている。憲法理論からおおよそ実証的なものを排除できないことは、ポー自身が「憲法理論は憲法学と政治学とをつなぐ環でなければならない」と述べていることから明らかである。したがって必要となるのは、バルテルミの方法論における「政治学」の意義とそれが果たしていた役割のより詳しい検討であろう。また、バルテルミ自身が述べているように、そもそもドイツに由来するとされる厳密でドグマティッシュな憲法理論から離れ、英米圏のいわゆる政治学的手法を取り入れたのはエスマンだとされる⁽¹³⁾。エスマンと立場や方法論に一定の共通点があるにもかかわらず、なぜバルテルミがそのような評価を受けるのか、どのようにバルテルミが「古典」憲法学と異なるのか、を検討しなければならない。古典期とそれ以降のいわば結節点を考察することは——ポーによれば政治学に偏りすぎた、あるいは法律学に偏りすぎたと評価される——現代フランス憲法学、ひいては日本の憲法学のあり方にも何らかの示唆を与えるはずである。

I 第三共和制下のフランス

バルテルミの憲法学を検討する前提として、当時のフランス政治社会(1)と憲法学(2)のあり方を把握しなければならない。それが明らかになって初めて、バルテルミの位置づけが可能になるからである。

1 政治⁽¹⁴⁾

第三共和制のフランス政治を最も特徴づけるものは「議会主権」とも呼ばれる議会中心主義であり、その担い手となった急進派である。1879年に共和派が政権を掌握して以降、議会が国政運営の中心となった。国民主権原理を基礎にしたその権威と、順調な経済成長も相まって、後述するようなサンディカリズムの興隆や一部の論者の異議申し立てといった留保は付くものの、総じて1930年頃まで強烈な反議会制のムーヴメントは起きていなかったといえる。その背景には空前の出来事であった第一次世界大戦中においてでさえ

「国土（本土）の一部（しかも、もっとも重要な部分のひとつ）が、敵軍の占領下に置かれ、あるいは地上戦の主要な舞台となるという危機的状況下で……議会民主主義体制の枠を維持しつつ、戦争を遂行していった殆ど唯一の歴史的事例⁽¹⁵⁾」であったという自負もあったと思われる。勿論、時代が下るにつれて、例えば1924年から25年の左翼カルテル政権において「閣僚の滝」と揶揄されるような頻繁な大臣の交代が存在し、国政の不安定性を予感させる事態は存在したが、後の「内閣の大虐殺（massacre des ministères）」⁽¹⁶⁾ほど根本的な議会制批判が起こる契機は未だ現れていなかった⁽¹⁷⁾。このことは政治の中心においては、エスマンに代表される共和主義的憲法学の影響が根強く残っていた⁽¹⁸⁾ということを意味しよう。執行権の強化を目的とする憲法改正を主張していた大統領ミルランが、選挙で勝利した左翼カルテルによって1924年に辞職に追い込まれたこともその一つの現れであると考えられる。

しかし、そのような議会制の繁栄にもかかわらず、安定は皮相的なものに過ぎなかった。19世紀後半から20世紀初頭は、フランス社会にとって激動の時代⁽¹⁹⁾だったのである。資本主義の復興に伴う労働問題の増大、サンディカリズムの興隆が重大な社会問題になっていた。また、共和派を代表する急進党、急進社会党といった政党も、政治的政策と経済的政策が一致しないために、左派が政権を獲得しても経済問題が立ち上がるとたちまち手を引いてしまうなど、政権が安定しない要因も潜んでいた⁽²⁰⁾。1930年代における議会制の失態と国家改革論の勃興には、こうした素地があったのである⁽²¹⁾。

こうした諸要因が決定的なものとして立ち現れるのが1930年以降である。「政治的危機それ自体は、経済危機から生じたのである」⁽²²⁾との言葉通り、未曾有の経済危機は、アメリカに端を発した世界恐慌によってもたらされた。フランスを恐慌が襲ったのは1930年末から31年ころとされているが、フランスの議会政治はこれに対して内閣が交代するばかりで有効な対策を打ち出すことができず、議会制への不信を増大させることになった。すでに1932年にはフランスの経済は壊滅的な状態であったとされるが、この年に右派のユニ

オン・ナショナル政権に代わって左翼ブロックが勝利し、急進社会党を中心とするエリオ内閣が成立した。しかし、すでに述べたように、政治的には左翼ブロックとして団結しているにもかかわらず、その中心に存在する急進党、急進社会党は小ブルジョワを支持基盤としているために経済政策においては保守的であった。そのような連立政権が、世界恐慌のような未曾有の経済危機に対して有効な政策を実行できるはずもなく、内閣を維持することさえ難しくなる。結局半年もたたずにエリオ内閣は瓦解し、1934年のガラディエ内閣に至るまで5回内閣が交代するという「内閣の大虐殺」に至った。こうした右派左派ともに対応できないという状態は政治不信、すなわち議会制への不信をさらに増大させた。

ゴゲルによれば、この「エリオ内閣の崩壊は、1926年7月（引用者注：第4次ポワンカレ内閣の成立）以来、フランス議会制が戦前のよき時代と同じように機能していたひとつの時代が終わったということを決定的につけた。恐らく、終わったその時代とは、厳密にいうと内閣が安定していた時代ではない。そうではなくて、議論の余地なく政治の安定によって特徴づけられていた時代なのである。」⁽²³⁾「相対的安定期」の時代は終わった。以後、悪化し続ける経済と進展するファシズム、共産主義を前にどうすることもできない無力な議会という状況を前に、議会制を問い直す動きが大きく広がったのである。1929年に強いリーダーシップの代名詞であったクレマンソーが死去し、同じく強いリーダーシップによってかつて安定政権を誇っていたポワンカレが病気により政界を引退するという象徴的な出来事もまた議会制の凋落を印象付けた。そして政治的スキャンダルが決定的な打撃を加えることになる。すなわちスタヴィスキー事件に端を発した1934年の2月6日事件である。スタヴィスキー事件とは1933年に、詐欺師であったスタヴィスキーが数千万フランを横領したことが明るみに出たうえに、事件後にスタヴィスキーが死体で発見されたために政治的陰謀論も叫ばれるようになった一大スキャンダル⁽²⁴⁾である。この時期にアクション・フランセーズやクロワ・ド・フーといった

右翼団体が議会の腐敗を糾弾し、街頭で活動し始める。そうした運動が2月6日事件すなわち右翼組織を中心とした数万人規模の集団が国民議会のあるブルボン宮を目指して行進し、暴徒化した事件へとつながった。これは死者17名、負傷者2300名余りを出す大暴動となり、ダラディエ内閣は責任を取って辞職した。⁽²⁵⁾ ジッケルはこの事件について、暴動が雑多な集団によるものであり、具体的な計画などを欠いていたことから「したがって、希求された目的は体制を転覆するというよりも、多数派を変えることであり、諸制度ではなく議会の行いを糾弾しようとするものであった。危機を前にした議会の無力と、バイヨンヌでの詐欺（引用者注：スタヴィスキー事件を指す）によって反議会主義の勢いが頂点に達したのである。」⁽²⁶⁾ と評価するが、恐らくこれが最大公約数的理解だと思われる。またこの点、ゴゲルは、2月6日事件の目的を、スタヴィスキー事件の責任をとらされる形で更迭された警視總監シアップによるダラディエへの「復讐」⁽²⁷⁾ だとする。しかし、確かに暴動の主観的な意図は直接的なクーデターとは異なっていたとしても、あるいは個人的な「復讐」という要素が入っていたとしても、第三共和制が始まって以来初めて議会の外での暴力事件によって倒閣が起こったことと、そのことが中道・左翼勢力にどれほどの衝撃を与えたかという点は過少評価すべきでない⁽²⁸⁾ と思われる。この1934年の2月6日事件は、それまで小康状態を保っていた第三共和制の議会制を決定的な危機に陥らせるものであった。そしてこの反議会制、反政府デモの直後に「国家改革」論の中心となる権威的な右派ドゥメルグを首班とし、社会党のエリオなども入閣する挙国一致内閣が成立するのである。ドゥメルグ内閣は、このような一種の内乱の危険を救うために誕生し、⁽²⁹⁾ それゆえに強い支持基盤を持っていた。

「国家改革 (Réforme de l'État)」論は、このような背景で頂点に達した。この言葉自体はすでに1930年の前後から使われ始めており、バルテルミ自身が「新聞、雑誌、政治学の教科書を開いてみるがいい。国家改革に関するなんらかの記事、考察があり、それに関する章が割かれているに違いない。」

「こうして、左翼も右翼も、野党も与党も、そして政府自身も国家改革をすることについては合意に達しているのである⁽³⁰⁾」と1931年に皮肉っているように、この頃には「国家改革」という言葉は人口に膾炙し、学界でも国政でも大きな議論を呼んでいた。この国家改革論は1934年2月6日事件の直後である2月9日に成立したドゥメルグ内閣においてピークを迎えることになる⁽³¹⁾。というのも、首相であるドゥメルグ自身が11月に改憲案を発表することになるからである。後述するように、議会制に対する批判や問題点の指摘はすでに19世紀末から現れてはいたけれども、政治や社会運動に達することはなかった。しかしここに至って、そうした動きが国政に達し、首相自らが具体的な改憲案を提示することになったのである。すなわち『国家改革』は専門家の問題であることをやめ、広く公論を引き起こすものになったのである⁽³²⁾。ドゥメルグは首相に就任すると、すぐに国家改革委員会 (Comité technique pour la réforme de l'État) を設置し、最終的にドゥメルグが11月3日に次の4つの点において改憲案を発表することになるのである⁽³³⁾。簡潔に紹介すれば、第一に、首相の地位を法定化し、大臣の数を首相を除き20人以下にする。第二に、大統領の解散権における上院の同意要件を削除し、その代わりに下院の任期の最初の1年間は上院の同意を要件とする。第三に、官僚の組合運動、ストライキを禁止する。第四に、予算案の提出を政府案のみに限定する。予算案が議決されない場合は前年度の予算を継続することができる、というものであった。ところがこれらの改憲案は、特に下院の解散権について共和主義的議会運用を重視する急進社会党と折り合いがつかなかった。ドゥメルグはそれでも改憲を強行しようとしたが、急進社会党が閣僚を引きあげることでドゥメルグ内閣は崩壊した⁽³⁴⁾。

国家改革論の特徴は、かつて刑部荘が的確に要約したように「代議制は直接制の広い導入により、議会制は議会に対して政府の権力を強化する方法によって、変更せらるべきである⁽³⁵⁾」というものであった。主要な改革論者であったタルデューが、1934年に出版されたまさに『国家改革』と名付けられた⁽³⁶⁾

著書において激しい口調で改革の必要性を訴えているように、⁽³⁷⁾ 国家改革論は議会を批判し、執行権に権力を集中させようとする、極めて権威的な性質の強いものであったといえる。⁽³⁸⁾

これに対して、バルテルミはどのような反応を示したのだろうか。既に権威あるパリ大学の教授であり、元下院議員でもあった彼は、国家改革委員会の主導者であったジャック・バルドゥの著書において、自身が国家改革委員会の一員でありながらそれにはほとんど関与していないことを述べている。⁽³⁹⁾ したがって国家改革委員会の案にバルテルミが完全に賛同していたわけではないことは明らかである。確かに1934年に発表した論文「ドゥメルグ憲法」では、ドゥメルグが発表した改憲案へ賛意を示しているけれども、それをもってバルテルミが「代表的改革論者」である⁽⁴¹⁾と一概には言うことはできない。そこには留保が必要である。というのも1933年の『憲法概論 [第二版]』では「憲法は完璧にはほど遠い。我々は憲法への迷信のような尊重を表明する必要はない。しかし、まだ我々は憲法に愛着を持っているし現在のところ、我々は改正には反対する。」と述べているからである。この複雑さは、恐らくバルテルミは積極的な改革論者ではあったが、改憲論者ではなかったことに起因する。彼は現行制度を改革する必要を認めていたけれども、そのために憲法を改正する必要はなく、議院規則や法律の改正で十分であると考えていた。例えば1933年の『憲法概論 [第二版]』において、彼はなぜ憲法改正に反対するかを次のように説明している。⁽⁴²⁾ 1875年憲法は確かに欠陥を持っているが、逆にそれは柔軟性があるということであり、状況に良く適応できる。憲法改正から何が出てくるのか、それは全くの謎である。むしろ憲法を改正しなくても多くの大きなことをなすことはできる。1875年憲法は確かにドグマではないが、現在憲法改正は必要ない。それはむしろ危険になりうるものなのである、というように。

ここからわかるように、憲法改正の可能性が完全に排除されているわけではないものの、その帰結が予測不可能であること、憲法改正によらなくても

改革は実現できることを理由にバルテルミは憲法改正に反対している⁽⁴³⁾。論文「ドゥメルグ憲法」における賛成もそのような慎重さが伴っていることに注意が必要である⁽⁴⁴⁾。ドゥメルグ憲法の基本姿勢を、「国家の権力を強化すること」と認識し、それには「心から、留保なく」賛意を示す⁽⁴⁵⁾。ただしその手法について全面的に賛成するわけではない。そこでは解散権行使の際の元老院の同意要件の削除のみが「憲法改正という手段によってしか達成することができない」ものであり「他の提案された改革は法律や議院規則で実現可能である」とされている。解散権以外の改革は、それを憲法という形式で行うことによって、その原理を「より厳粛で、より確固たるものにする」ためであり、必ずしも憲法を通して実現しなければならないわけではない。憲法改正という手段を認めたとしても、それはバルテルミの求める議会自身による改革が難航した結果なのである。「人は議会が自らを改革することができないし、無力であると宣言する権利を持ち合わせていない。まず共和国に適合させよう。その後、議会制を打ち倒すべきかどうかわかるであろう⁽⁴⁶⁾」と1931年に述べていたことからそのことは理解されよう。後でみるように、この姿勢はバルテルミの方法論と密接に関わるのである。

2 憲法学

1では、フランス政治の次元において第三共和制成立以降、共和派の台頭によって議会絶対主義が確立し、少なくとも1930年代に至るまで大きな動揺はなかったことを明らかにした。しかし、理論的次元では、すでに20世紀初頭からこの議会中心主義は疑問符を付され続けてきたと言ってよい。そしてこれには当時の憲法学のダイナミズムをも含めて考える必要がある。というのも、『憲法学者たちの共和国⁽⁴⁷⁾』の著者であるサクリストによれば、エスマンら政府法律顧問たるレジスト(légiste)は、代表の理論や普通選挙の理論を提唱し、共和制を擁護したことでよく知られているが、こうしたレジスト⁽⁴⁸⁾の存在は偶然ではなく、共和派によって占められていた政府によって主導さ

れた一種の戦略の結果なのである。すなわち、山元一が簡潔に紹介するところに従えば「大学人事権を握った共和派のイニシアチヴに基づいて」エスマンはパリ大学憲法講座の教授として任命された。そして「Esmein 憲法学を単に純粋な学術研究と位置づけるのは不十分であって、反教権主義的な共和主義的政治信条の立場から、1879年の共和派大統領の当選によってようやく確立したばかりの共和派による統治運営の円滑な遂行に奉仕する憲法学説を——パリ大学法学部憲法担当教授という権威の下で——提供し、諸官庁の委員会にも積極的に参画することを使命とする『政府法律顧問 (légiste)』としての任務という政治的に極めて重要な役割を担うことが期待され、現に十分そのような役割を果たしたことが指摘され⁽⁴⁹⁾」ているのである。特に議会との関係でいえば、エスマン憲法学の意義は、「その当時不安定な仕方で運営されていた議会中心主義統治構造を、国民主権論の立場から法的に正統化し直接民主制への傾斜を阻止することを企図し、議会の意思表示である議会制定法律に実定法を基礎づける法源としての役割を独占させることを通じて、強く大統領および政府の行政権の活動、とりわけ行政立法作用を縛ることのできる憲法解釈論を提供したところにあっ⁽⁵⁰⁾た」。

こうした共和派による政治的戦略に基づいた議会制の正当化に対して、いち早く異議申し立てを行ったのがブノワである。彼は19世紀末に『近代国家の危機』、『デモクラシーの組織化』⁽⁵¹⁾をそれぞれ発表し、議会制を批判している。ブノワをこの議会制批判における「最善のガイド」と位置付けるモラビトによれば、ブノワは二つの点について近代国家の危機を指摘した。それは第一に、フランスでは1848年に導入された普通選挙が招く無秩序さである。諸個人を人間としての重みをもたない抽象的な個人とみなす普通選挙では、国民の真の代表を権威づけることはできない。第二に、執行府を弱体化させる実践によって、制度上の不均衡が生じ、議会制が機能を果たすことを妨⁽⁵²⁾げている。このブノワによって提出された、デモクラシー、とりわけ普通選挙のあり方と、執行権の強化という二つの問題は、改革論の大きな争点となる

のであり、バルテルミもその中で自らの見解を形成することになる⁽⁵³⁾。大衆的な運動にはつながらなかったとしても、普通選挙に基づく議会制という、共和主義理論の産物に対する異議申し立てが既にこの時期から提出されていたことは注目されてよい。

ところでサクリストによれば、こうした20世紀初頭からの、パリ大学のエスマンを中心とするレジストへの異議申し立ては、主に地方大学教授によって行われた⁽⁵⁴⁾。再び山元の紹介を借りれば、「首都パリで主張されたこのような憲法学の方向性（引用者注：エスマンらの共和主義的憲法学を指す）に対して、数の上では優勢なフランスの地方各地の法学部に籍を置く論者は、共和制を前提とする政治秩序の確立を前提としつつ、多かれ少なかれ保守的な政治傾向と結び付きながら、議会中心主義の政治構造・法構造に揺さぶりをかけようとする種々様々な憲法学説が対抗言説を提出していった⁽⁵⁵⁾」のである。彼ら地方大学教授の大半は「この時期に飛躍的發展を示した社会学の発想を持ち込み」、「正統性の大きく揺らいでいた国家を法的に位置づけ直すことが要請されていた歴史的転換期において……論者それぞれの仕方での法学と社会学の発想との統合を企図し、目前で展開されている社会変動に適切に対応することができると同時に、当為命題を取り扱う法学説の次元においても説得力を持ちうる憲法学説の構築⁽⁵⁶⁾」を目指した。そうした地方大学教授の筆頭がボルドー大学のデュギ、トゥルーズ大学のオーリウなのである。例えばデュギは、1911年の論文「組合の議会への代表⁽⁵⁷⁾」において、サンディカリズムの高まりを受けて上院を職能代表に変えるべきだという文脈で、次のように述べている。エスマンを嚆矢とする「ジャン・ジャック・ルソーとフランス革命によるナシオン主権の統一性と不可分性の原理への信仰」に基づく理論からは完全に手を切ることができる。そのようにして、エスマンに反して「私としては、平等な普通選挙と同様にナシオン主権のドグマをもはや認めることはない」と言い切り⁽⁵⁸⁾、エスマンの理論に反対する。そもそもデュギは、1901年の画期的な著書『国家、客観法、実定法』において既に、エスマ

ンの国民主権論を形而上学的だとして排斥し、さらに普通選挙をも批判していたのである。⁽⁶⁰⁾それは共和主義憲法学それ自体への批判でもあった。というのも客観法理論を基礎としたデュギの批判は、普通選挙と一体となったナシオン主権原理をも否定していることからわかるように、単なるエスマンの理論の修正ではなく、その完全かつ根本的な破棄を要求するものであり、その射程は極めて広いものだったからである。⁽⁶¹⁾サクリストが指摘しているように「デュギの分析は、共和国のレジストによって擁護されてきた憲法の組織とは異なるオルタナティブを目指すものであったと考えなければならない。」⁽⁶²⁾これは彼の客観法理論の当然の帰結でもあるが、それがレジストの理論に対抗して激動の時代の国家を再定位するという試みに接続していること、⁽⁶³⁾そしてそうした姿勢がバルテルミを含む新たな世代に確実に影響を与えていることを確認しておきたい。このような姿勢は、典型的にはオーリウのライシテ批判にも同様に、あるいはそれ以上に見ることができる。⁽⁶⁴⁾

デュギらのこうした姿勢と、社会学的方法を用いた立場は、新たな世代の、特に地方の憲法学者たちに影響を与えており、⁽⁶⁵⁾バルテルミに代表される新たな世代の改革者たちの一つの母胎となるのである。ソルニエによれば、バルテルミは敬虔なカトリックであり、同じくカトリックであるオーリウの薫陶を受けた。三度の教授資格試験に失敗しながらも1906年に合格し、モンブリエ大学の憲法学担当教授となった。彼はパリ大学へ赴任することを強く望み、モンブリエ大学在籍時にほぼ毎年アカデミーの懸賞論文に応募し、多くの賞を受けた。当時の地方大学の学問的な権威は低く、アカデミーのそれとは比較すべくもなかったので、こうした懸賞論文は名声を高める一つの有力な手段だったのである。⁽⁶⁶⁾したがって彼の地方大学教授としての代表作はこの時期に集中している。また「公法雑誌 (R.D.P.)」にも論文を投稿するなど、着実に業績を積み重ねていった。名声を高めたバルテルミは、第一次世界大戦が勃発する1914年に、パリ大学教授となる。地方大学教授のエスプリを持つバルテルミがパリをいわば「征服」したのである。さらに象徴的なこ

とに、この年にバルテルミは、代表的なレジストであり、前年の1913年に世を去ったエスマンの主著『フランスおよび比較憲法綱要』の第6版の補訂を行う。これによって彼が「フランスにおける正統派憲法学の継承者の地位に立ったことが示された。」⁽⁶⁷⁾ 付け加えれば、後にバルテルミはさらに進んで自らの『憲法概論』を出版することによって、エスマンの共和主義的憲法学の補訂にとどまることなく新たな憲法学を模索したのであって、これこそがサクリストがバルテルミを「保守革命 (révolution conservatrice) のスポークスパーソン」⁽⁶⁸⁾ と呼ぶゆえんである。サクリストによる『憲法学者の共和国』と名付けられた著書がその分析の時期を1914年で終えているのも、バルテルミのパリ大学教授の就任によってパリ対地方大学教授というシェーマもはや成立しなくなったからであろう。⁽⁶⁹⁾ 実際、第一次大戦後は公法学の大家たちが相次いで世を去る。例えばデュギは1928年、オーリウは1929年に死去している。そのような中、バルテルミは1926年に主著『憲法概論』を発表し、新たな時代を代表するパリ大学の公法学者として第一次大戦後のフランス憲法学を支配することになるのである——あたかも1895年に『綱要』を出版したエスマンのように。

II バルテルミの憲法理論

Iで述べたような背景において、バルテルミの憲法理論はどのようなものであったのか。本章では彼の著作に基づいて検討する。上述したように、1906年から1913年にかけてモンブリエ大学教授であったバルテルミは、独自の方法論を構築し(1)、特徴的な改革論を提唱する(2)。パリ大学に赴任してからも基本的な態度は変わらず、『憲法概論』の出版によってその地位を不動のものとするが、議会制の凋落に対応する必要に迫られ、議会不信が高まる中で議会制を擁護した(3)。政治家としての活動もそれに資するものであったと考えられる。この検討によって、エスマンらによって構築された共和主義憲法学の変容が明らかになるであろう。

1 方法論

バルテルミはエスマンの概説書、『綱要』の第六版（1914）を補訂した際に序文を執筆している。⁽⁷⁰⁾この序文においてバルテルミはエスマンの憲法学の方法を簡潔にまとめているが、そこには彼自身の方法論も垣間見える。バルテルミによれば、憲法学の諸原理とは、何よりも事実なのであり、これを観察という方法によって剔抉することが問題となる。エスマン自身、国家そのものの中に「人間精神の自然の産物」しか見出さない、と述べている。『要綱』の初版において、エスマンは伝統とたもとを分かち、公法を民法学とその方法の言いなりにさせる魔術を一掃した。彼は例えば、「事実の観察こそが科学の基礎がうちたてられるべき花崗岩である」と教えたのである。⁽⁷¹⁾同じ精神において、エスマンは憲法学だけではなく、政治の現実をも把握しようと努めた。発展を追い、変動を描写し、議会制の歪曲を非難した。歴史学的方法は、諸制度を、それがもたらした結果によって批判的に検討すること、すなわち、それら諸制度が国民の将来性、自由、秩序、平穩にもたらした影響を定義することである。バルテルミによれば「政治の歴史なくして憲法学はない。」こうした特徴を指摘し、バルテルミは次のようにエスマン憲法学を総括する。⁽⁷²⁾本書はドイツ流というよりは、イギリス流の学問に似ている。「彼の精神は、形而上学的な法学的考察と、ドイツの抽象的な議論を拒否したのである。」恐らく、演繹的でドグマティッシュなドイツ流の「法律家」的方法では、ア・プリオリな概念がまず先にくるため、政治制度を事実に基づいて考察することができなくなるからだとバルテルミは考えたのであろう。というのも、バルテルミは次のように簡潔にエスマンの態度を要約するからである。「絶対的なものが政治組織において占める場所はない。」⁽⁷³⁾この定式はバルテルミの方法論においても中心的位置を占めることになる。ただしバルテルミは他方で、エスマンの楽観主義および現状追認性を指摘している。「エスマン教授は、結局のところ、現状に満足しているのである。平等

な普通選挙は直観的な正義の感覚の表明であり、多数派システムは論理、単純明快さによって要請され、比例代表制は幻想であり、誤った原理である、と。義務的投票制を導入する必要は全くない。つり合いのとれた代表制と、選挙における不正に対するよき法律、アロンディスマンによる単記投票はエスマン教授にとって、『フランス人の大多数の精神と慣習に最も適合している』⁽⁷⁴⁾のである。」

二つのことを指摘しておきたい。第一に、バルテルミはエスマンの特徴をいくつか挙げて分析するが、それは「イギリス流の事実の観察を基礎にした歴史家の態度」と要約することができる。それ自体は、エスマンがそもそも法制史を専門にする大学教授だったということを考えれば自然なことである⁽⁷⁵⁾。重要なことは、その楽観性、現状維持性について留保をつけているけれども、その方法論を自覚的に明らかにし、かつ肯定的に評価しているということである。これはバルテルミがエスマンの方法論を変更を加えながらも基本的に受け継ぐことを予告している。第二に、『綱要』第7版以降バルテルミは補訂に参加していないが、これはボーによればエスマンの概説書では飽き足りなくなり、自らの概説書である『憲法概論』を出そうとしたからである⁽⁷⁷⁾。したがって次に、エスマンの方法論に共感を覚えながらも、それとはまた異なる独自の憲法学としてバルテルミが何を重視したのか、彼自身の著作から引き出すことを試みよう。

1926年に出版された『憲法概論』は、彼の憲法論の全体像を初めて提示した著作である。本書の序文には短い叙述ではあるけれども、明確に彼自身の方法論あるいは態度が現れている⁽⁷⁸⁾。そこでまずバルテルミは、エスマンを始めとするフランス憲法学の大家たちを引き合いにだし、その上で彼らとは異なった「精神」において本書を叙述すると述べる。「この著作は、先達のものよりもよりよいものをつくらうなどという思い上がった考えからはほど遠いものである。我々はもう一つの事実 (fait) を持つことができれば満足である。1895年にエスマンの『綱要』が出版され、憲法学にその時代を刻ん

だ。デュギもまた、我々が属する世代の偉大な変革者である。オーリウ、カレ・ド・マルベールも同様である。しかし、我々は、こうした先達の本を触発したものとは少し違った精神において構想された書物に与える場所はフランスの理論になお残っていると信じる。これほど探求がなされている分野において、知られていない領域を発見し、新たに魅力的な花を見つけることは明らかに問題にならない。しかし花束を提示し、配色を決める器用さは存在するのである。⁽⁷⁹⁾」バルテルミはイギリス憲法学の特徴を事例、経験を重視する点に求めている。そして彼がエスマンの『綱要』序文で対比させたように、ここでもドイツ憲法学、とりわけラーバントを持ち出し、そうしたドイツの理論と英米の具体的な実証主義の「中腹 (mi-côte)」に、フランス特有の憲法学の場所があるのである、と述べる。「諸制度の法的な解釈、テキストの注釈、よい論争とともに提起される法的問題の分析、これらすべては極めて役に立つであろうし、そのことは我々の本の中に見いだされる、対応する叙述を正当化するであろう。しかしそれにもかかわらず、すなわち我々はラーバントの見解にもかかわらず、抽象としてではなく生きた現実として現在の諸制度を研究することで、教授のガウンを危うくすることを恐れなかった。なぜ有用で実証的な観察の学が憲法学ではないのだろうか？ 解剖学だけでなく生理学、そして諸制度の病理学もまた、科学的研究の対象になりうるのである。」⁽⁸⁰⁾このように宣言することで、バルテルミは「有用で実証的な観察の学」が憲法学であるとし、そうした方法を自身の憲法学の中心に据える。解剖学と生理学、病理学との対比も、実際に生きている制度への有用な処方箋を出すという、よりプラグマティックな方向性を打ち出したものと思われる。これはエスマンに対して彼が認めた現状維持的な姿勢とは明らかに異なっている。より簡潔に彼の言葉を借りれば「本書は憲法学であると同時に政治学の本なのである。」したがってここでの「政治学」は、事実の観察を基礎として、それに基づいてある問題に対して具体的な処方箋を出すという意味で使われていると思われる。こうした姿勢が彼の方法論の中心を

占める。また、次の叙述も重要である。「学術的な本を書こうと思ったが、限界はある。我々は公権力の回りで活動する諸力、すなわち銀行、産業、出版、サンディカリズム、政党や政治的傾向については書くことができなかった。」すなわち、バルテルミの視野には、単に政治制度だけではなく、それを取り巻く社会的勢力あるいは社会的状況も入っていた。確かに彼の重点は常に政治制度に置かれていたが、「事実の観察」は単に制度だけではなく、社会そのものにも向けられていた。この姿勢は、後に *Le Temps* などの新聞の論説に現れ、また彼を政治家としての活動に導くことになるであろう。

ところでこの事実の観察という態度はエスマンにも共通し、また当時地方大学教授の代表的存在であるデュギの旨とするところでもあった。⁽⁸¹⁾しかし、バルテルミによれば、実はデュギの社会学的方法はそれを貫徹することはできない。バルテルミは批判する意図はないと断りつつも、デュギの科学的手法は実際には高次の価値原理の密輸入に他ならないことを実質的に主張し、その方法論を自らの依拠する自然法論に引き寄せて再解釈している。すなわち、1908年に出版されたデュギの体系書の書評において、バルテルミはその社会連帯という科学的概念をもとに公法を打ちたてた明快さを称賛しながら、それが結局は正義の観念、自然法思想に行き着くことを指摘する。デュギに対して一般的に向けられるような、社会連帯を科学的に認識することはできないという批判に対する応答としてバルテルミは、その種の不明確性は正義や理性、道徳といった概念と同様であり、そうした概念は時間と場所に依存しているものと再反論を行う。しかしここでバルテルミは、デュギが追放しようとした概念を再び導入することになる。「実際、連帯とはなにか？それは正義(justice)の科学的な概念である」。⁽⁸²⁾誰もが異議を差し挟まない「為政者は正義、理性、道徳に従わなければならない」という定式も、「デュギの言ったことと結局異なるものではない」。そしてバルテルミはより一般的に科学的とされる手法について論じる。「科学的な努力の目的は、証明することはできないような良心による同意(adhésion de la conscience)を要

求することを迫られる瞬間を可能な限り遠ざけることである。⁽⁸³⁾この観点からデュギの理論は評価される。すなわち連帯という概念は可能な限り科学的であろうとしており、したがって信仰の表明 (acte de foi) の必要性を可能な限り遠ざけているがゆえに、連帯の理論は肯定されなければならない。しかし、実際はバルテルミの意図はそれとは逆に、デュギが追放しようとした信仰の表明、すなわち一種の自然法を法の領域に呼び戻すことなのである。つまり「この観点からすると、デュギ氏の著作は、あらゆる法学の分野に広がっていると思われる、もっとも称賛されるべき思想の動きと関係している。すなわち自然法の再生と呼ばれるものである。」バルテルミによれば、為政者を制限するために、単なる実定法とは異なる価値原理に依拠しようとする者は七月王政や王政復古の自由主義者たちにもみられたが、それは理性の主権や道徳の主権といったものを強調するものであった。デュギはそれに法の科学としての装いを与え、現実の社会変動にも耐えられるものにしたのである。⁽⁸⁴⁾

デュギの連帯は「正義」の科学的概念であり、自然法思想の復興という潮流の一部に属するというこのようなバルテルミの理解からすれば、1910年のシャルモンによる著書『自然法の再生』への好意的な書評を書いているのも驚くべきことではない。そこではバルテルミはさらに進んで、彼にとっての自然法とはカトリック的信仰であることを明らかにする。彼は「法実証主義は、為政者と人民間の精神状態 (état d'esprit) にとって実践上、惨憺たる結果をもたらす」と批判し、次のように述べる。「法律は、それを制定した者と従う者の双方によって尊重されていなければ、為政者の恣意と人民の抵抗というデモクラシーが苦しむ現状から逃れることができない。また、法律が尊重されるには、法律が高次の正義の表明としてみなされなければならない。⁽⁸⁵⁾」そして「法的イデアリズムがなければデモクラシーは秩序ある体制となることはできない」としながら、かつてその正義の観念は宗教が担ってきたことを強調する。したがって「ライシテはそれまで指針として役立って

いた恒星を掻き消してしまった⁽⁸⁶⁾」と伝統的な共和主義の理念たるライシテを批判することになる。ここには実定法と法を区別するバルテルミの法理解の前提、すなわち自然法思想が存在することが見てとれよう。例えば議会の法律の解釈権限についての論文の中で彼は次のように述べている。「議会が法律 (lois) の上に存在するとしても、法 (droit) の上に立っているのではない、ということ⁽⁸⁷⁾を言い続けなければならない。」

サクリストは、このような「自然法の再生」について、自然法のような「正義」の観念に訴えることが、当時フランスを騒がせていたドレフュス事件での「不正義」を糾弾する重要な武器になっており、これにはライシテの問題も関わり、カトリックかつ保守派で、政府の対応に反対する大学教授陣という集団が新たに形成されてきたことが背景にあるとする。前述したようにその担い手は主に地方大学教授であり、バルテルミの所属していたモンブリエ大学はその急先鋒であったという。その意味でバルテルミがモンブリエ大学の同僚の本の書評を借りて自然法思想の復活を好意的に評価したのも頷ける。とはいえ、そのような強烈な自然法思想というものを以後の論文で強調することは基本的にはなかったといえる。⁽⁸⁹⁾あくまで彼にとって自然法思想は究極的な価値の問題であり、事実の観察によってそうした価値に訴えかける瞬間を「限りなく遠ざける」ことが重要だったのであろう。しかし、一度「科学」の限界を自覚し、自然法思想を明示的に容れた以上、完全に客観的な立場にとどまることはできない。彼は『憲法概論』初版の序文において次のように書いている。「恐らく、完全にその環境 (milieu)、先入観、信念から超然とすることは不可能であろう。しかし、真の中立性に到達するまでの我々の努力をここで強く主張する必要はない。それは情熱の欠如からくる怠惰な無関心ではなく、共通善 (bien public) への強い情熱からくる中立性なのである。」⁽⁹⁰⁾したがって、バルテルミの考える中立性と「科学的」な「事実の観察」を通じた憲法学によって特定の方向へ向かうこと、より直接的に言えば改革案を提示することは矛盾しない。しかし、完全に客観的な立場が存

在しないことを自覚し、高次の価値に訴えざるをえない、あるいはそこから影響を受けざるをえないことを承認しながらも、バルテルミはその「価値」が一体どのようなものであるかを自覚し、吟味しようとはしなかった。こうした態度が、極めて保守的、権威的なヴィシー政府の法務大臣へと彼を導いた一つの要因であったことは否定できないように思われる。

以上、自然法思想を背景にしつつも、バルテルミは事実の観察を重視する「政治学」的な方法をとっているといえよう。樋口陽一が正当に指摘するように、バルテルミにおいては「『実証的な観察科学』としての憲法学が政治学である、という理解が前提とされている。⁽⁹¹⁾」ここでの「政治学」的方法の意味について、バルテルミの盟友でもあったゲツェヴィチは1949年の論文「比較憲法研究の方法」において興味深い指摘を行っている。ゲツェヴィチによれば「政治学」という方法は、「『認識の方法』」であり、「何よりもまず、法律や制度や政体の『効果』を探求する」ものである。そして「エスマンのような法律家は政治学を研究し、デュギのようなすぐれた理論家はそれを研究しなかった」と述べるゲツェヴィチは「法解釈の方法と政治学的理解の方法という二つの方法は、二律背反的なものであろうか」と自問し、すぐに「もちろん、そうではない」と否定する。というのも、バルテルミという実例がいるからである。曰く「フランス政治学の最も傾聴されている著者のひとりであるジョゼフ・バルテルミーは今世紀のはじめに書いた。『公法学と政治学との区別は人為的なものである。現実の科学でないような公法学は何ものなのだろうか』と。」このようにゲツェヴィチにおいては、バルテルミは法学と政治学とが共存する理論家として位置づけられている。

実際、バルテルミ自身においても政治学と公法学は調和するものとして考えられている。「いわゆる法的な解決が、現実的な解決と矛盾するとき、前者が放棄されなければならない」とまではっきりと述べているのは「現実」を限りなく重視しているように思われるが、ここで「いわゆる」と限定している意味を汲み取れば、バルテルミの中で法と政治が完全に分断されていた

わけではないことが理解されよう。すなわち、ここでの「いわゆる法学」とは、バルテルミがラーバントを引き合いに出すようなドイツ流の法実証主義を指していると考えべきである。ゲツェヴィチも引用するように、「公法学と政治学との区別は人為的なものである。現実の科学でないような公法学は何ものなのだろうか」と彼が問うとき、彼の公法の中に矛盾なく政治学が共存していることが確認できる。バルテルミにとって現実を無視した学は、そもそも法学、少なくとも公法学ではありえないのである。

ただしここでの「政治学」は単なる認識の方法のみならず、考察の結果得られた有用な政策を積極的に主張し、社会や政治を改革してゆくものであるという意味も含まれていることには注意を要する。サクリストによれば、ディジョン大学教授デランドルを筆頭に、地方の大学教授は20世紀初頭、法学教授による実学的な学問手法 (les mode de faire-valoir scientifiques) の新たな役割を強調することによって、公的領域において「社会工学者」(ingénieur du social) の役割を演じようとしていた。すなわち、現にある法の制度や仕組みを社会の発展に適応させるために、具体的な制度上のメカニズムを最も熱心に提案するのは彼ら地方の大学教授だったのである。さらに彼らは、サンディカリズム、商工業者、ジャーナリスト、官僚といった勃興してきた利益集団と実際に結びつくことによって、そうした改革を実現しようとした運動家でもあった。したがって彼らの活動は単に大学の講義にはとどまらず、積極的に内外の運動に参加したり、法学専門ではない大衆雑誌、新聞に論説を投稿していくのである。彼らは難解な法の科学 (juridico-scientifique) と、公的領域との架橋を行おうとしていた。象牙の塔に閉じこもる知識人としての大学教授であるのではなく、積極的に社会と関わろうとした彼らの試みがパリ大学を中心とする共和制のレジストたちと理論的に対峙していたことは前述の通りである。こうした姿勢こそが社会の急激な変革という現実を理論に取り込み、さらにそれを実行に移そうという社会工学的方法の基盤にある。バルテルミが、エスマンのレジストゆえの現状維持的な

姿勢を批判していたこともここで想起されたい。サクリストの印象的な比喩を借りれば、このような方法をとることで、彼ら地方大学教授は社会に「聴衆を発見 (trouver une audience)⁽⁹⁵⁾」したのである。こうした傾向は当然、公職への参画にもつながることになる。バルテルミも落選はしたけれども、すでに1913年の段階で国会議員に立候補している。その後バルテルミはパリ大学、パリ政治学院などで複数の講義を持ちながら、1919年から下院議員となり、その傍らで政治、社会批評をも行い、後に新聞 *Le Temps* の論説委員を務めることになる。こうした経歴を見るだけでバルテルミが社会工学的姿勢を一身に体現しているといっても言い過ぎではないであろう。彼の中では学術研究以外の様々な活動も一貫した態度の現れなのである。なお、注意すべきは改革論者だからといって彼らが左派的、革新的であったわけではないということである。むしろ、サンディカリズムのような社会運動に賛同し、これを政治制度に取り入れていこうとすることは、一般意思や国民代表といった革命の原理に基礎を置くパリのレジストたちに反対することであり、その意味で保守的な意味を持つものであったし、彼らが地方で結びついたのはバルテルミがそうであったように主にカトリック勢力だったからである。サクリストがこうした潮流を地方大学教授による「保守革命」と呼ぶのはこの意味においてである⁽⁹⁶⁾。このように、社会に根を下ろし、特定の社会的リソースを持つ地方大学教授が喫緊の課題への現実的な解決策を見つけることが重要な問題となっていたのであり、バルテルミにとって、それこそが政治学と不可分であるところの法学の持つ課題であったと考えられる。例えば1906年にバルテルミはこう述べている。「単に法的な研究、行政法の研究を行うのであれば、これより先に進むことはできないであろう。しかし政治学は法的な解決策には満足することはない。政治学は現実的な解決策を必要とするのである。」⁽⁹⁷⁾

2 改革論

以上のような方法論に基づいて、バルテルミはモンプリエ大学教授時代に特徴的な改革論を提唱する。それは大きく執行権論(1)と比例代表制論(2)に分けられる。

2-1 執行権論

1906年に出版した『現代の共和国における執行権の役割』⁽⁹⁸⁾において、モンプリエ大学教授の32歳であったバルテルミは彼の執行権論、特に大統領の基本的なコンセプトを描いている。そしてそれを実現する手段も改革案として提示している。ボナールが指摘しているように、本書の主要な目的は「フランスにおいて独立した執行府、あるいは少なくとも議会と協力した執行府の必要性および可能性を示すこと」⁽⁹⁹⁾である。本書における結論は1930年代に至っても変わっていない。これは『憲法概論』における共和国大統領の項目で参考文献に真っ先に本書が引用されていることから明らかである。バルテルミの結論を先に示しておこう。「議会の悪弊に対抗し、個人の自由と、国民の優越的利益 (les intérêts supérieurs de la nation) を守るために、独立し、活動的な大統領が必要である。また、このように定義された大統領の役割は、議会制 (régime parlementaire) の機能と、両院の前に責任を負う内閣の存在と調和しうるものであると考える。」⁽¹⁰¹⁾この大統領像は、立憲君主制における君主に比類される存在である。そしてこのような大統領を実現するための手法は、現在の憲法を改正し、大統領の選挙人団を地方議員にまで拡大することである。⁽¹⁰²⁾当時の時代状況においてバルテルミのこのような問題設定は奇異なものではなかった。大統領制の改革は1900年代初頭においては、大部分の地方の公法学者にとって「改革論の灯台」⁽¹⁰³⁾であったのである。第一次世界大戦が始まる前の1906年に、すなわち共和派的制度運用が確立してゆき、前年の1905年には共和主義の象徴ともいえる政教分離法が制定された年に、700頁を越える大著をもって共和主義の思想とは一致しない執行権の強化を論じるバルテルミは、早くも議会中心主義の弊害を感じ取っていたのだと思われる。

a) 理論

本書の「導入」において、バルテルミは歴史的アプローチと比較法的アプローチをとることを明確にし、このような議会主権に伴う執行府の従属性という問題について、「この立法府の（引用者注：執行権に対する）優位性は主権的なものではない。この機関が主権的になるのは例外的な状況においてのみである。平時には、主権の行使におけるその持分を保持するに過ぎない⁽¹⁰⁴⁾」と述べている。そして「厳密に論理的に最小限度まで縮減された単なる立法権の優位と立法権の絶対的主権の間には執行権の様々な役割に関する概念に対応した程度があるのである」と述べるに至って、フランスにおける議会主権を相対化しようとする目的が明らかになる。言い換えれば「執行権の概念をなるべくそのまま把握し、それ自体を検証」することによって議会の役割が間接的に問い直されることになる。

バルテルミによると、執行権の任務は単なる法律の執行にとどまらない。一言でいえば、執行府の通常の任務は公的事から (affaires publiques) の管理と行政であると定義される⁽¹⁰⁶⁾。立法権と司法権は結局、国家の抽象的活動 (vie) を形成しているに過ぎない。その具体的活動は、公的事がらの管理であり、極めて大規模な行政なのである。この行政は、執行機関の自然な属性である。この行政において、法律の執行は（それが執行されることができる限り）二次的な位置しか占めない。その真の役割は、自発的で継続的な作用・介入によって、国家の活動そのものを確保することなのである⁽¹⁰⁷⁾。したがって立法が意思し、執行府が行う、という図式は修正されなければならない。執行府も個別的な意思を表明するのである。執行権と立法権は「行動と意思、奴隷と主人の関係ではない。執行府の役割を特徴づけるものは法律の執行ではなく、対内的にも対外的にもすべてに対して国家を代表すること、そして行政を行うことなのである。」このように対内的、対外的に国家を代表する執行権は一般的に言って、「国家の統一性」をも代表する機能を持つことになり、これは広い意味での「君主の威厳 (majesté)」の機能と呼ぶ

ことができる。⁽¹⁰⁸⁾

ここでは、執行権もまた独自の意思を発することができること、また、威厳という君主を思わせる執行権の機能が主張されている点が決定的な意味を持つ。ではこのように把握された強力な執行権を制限するものは何か。バルテルミによれば、それは結局法律である。法律の執行にとどまらず、自ら意思するとされる執行権はどのように法律によって制限されるのか。法律によって表明される立法府の意思とその具体化であるところの執行府の意思の関係が問題になる。ここでバルテルミはドイツの行政法学者オットー・マイヤーの定式である「法律の優位」を援用しながら、立法府の意思が執行府のそれに優位すると述べる。⁽¹⁰⁹⁾ ここにおいて立法の優位性が承認されているのである。また、執行権の意思が自由であるのは法律の限度内においてのみであり、ここでもオットー・マイヤーの「法律の留保」の概念が援用されている。⁽¹¹⁰⁾ しかし、そうだとすると、今度は執行府は実質的にその活動を法律によって大きく制限されることになるのではないかとの疑問が生じる。この点、バルテルミによれば、法律は指針的規範ではなく、「むしろ、その法的限界を画定するものなのである。」したがって執行府は法律が画定する枠の中で自由に行動することができるのであり、「法律が定めた領域において、執行権は主である。」⁽¹¹¹⁾ このような結論は、先ほど確認したような、執行府が立法府とは別に、独自の意思を表明できるという前提から生じている。というのも、そのことによって、共和派によれば立法府が独占しているとされていた国民を代表する機能を執行府が担うことができるからである。立法府と執行府はどちらも国民、そして国家を代表するものであり、その意味で対等な存在となる。そうでなければ、カレ・ド・マルベールが第三共和制憲法を法的に分析したように、執行府は法に反しない (intra legem) だけでなく、法に従って (secundum legem) 活動しなければならなくなり、「法は単に行政の活動の限界だけではなく、その条件をも形成する」ことになろう。⁽¹¹²⁾ ここから、法律の優位、すなわち法律をつくる立法府の優位は絶対的ではない、

という重要な帰結が導かれるのである。ただし、だからといって常に執行権が優位するというわけではない。法律の優位、法律の留保は認められるから、その意味で立法府は優位である。したがって、理論的ではなく現実に立法府と執行権の関係がどうなるかが問われなければならないのである。「執行権は代表者あるいは国民の意思の機関としてその固有の意思を表明し、実現するのか、あるいは単に立法権あるいは議会の指揮、イニシャティヴ、刺激（implusion）にのみ従い、国民のために意思することのできるだけ⁽¹¹³⁾」というように。このように論を進めることによって、議会主権は相対化され、諸類型の中の一つへと格下げされることになる。また、このような類型論をとることによって、各国の執行権の役割を比較することが可能となる。

こうしてバルテルミは制憲者意思によって執行権の類型を三つに分類する。その類型とは、第一に執行権が立法機関の多数に従う、とりわけそうした多数派の中に醸成される主流の意見に従うような類型。第二に、執行府が内部においても外部においても政治全体の高度な指揮をとり、国家の政治を指揮する類型。第三に、執行府と立法府の協働（collaboration）からそうした高度の国家指導が生まれるとされる類型である。そして各国においてこれらの類型がどの程度実現されていたのか、そしてそれに伴う理論的、実践的長所と短所は何か、を考察する。繰り返しになるが、立法府と執行府の現実の関係に踏み込む点にバルテルミの特徴がある。彼が「ここでは、問題はもはや科学的、法学的なものではなく、政治的なものなのである」と述べ、さらに制憲者や公法学者の立場を探求するとはいっても、「彼らによる諸原理の宣言に拘泥してはならない」とさえ述べるのは、「同じ定式化が全く異なった政治制度を保護する」という現実の認識があるからである。⁽¹¹⁴⁾したがって、立法府の優位や権力分立といった原理が一般的に承認されているということはさほど重要ではなく、その内実がどうなっているかを検討する必要があるのである。

b) フランス

このような枠組みに基づいてバルテルミはどのようにフランス第三共和制とその改革案を分析したのだろうか。⁽¹¹⁵⁾バルテルミによれば、まず、フランスにおいて制憲者は大統領を代表者であらしめようとした。⁽¹¹⁶⁾バルテルミの前提によれば、議会制 (régime parlementaire) の本質は、国民の意思の表明が執行府の長と立法府の協働から生じるというものだからである。この点は制憲時の議論によっても裏付けられるという。しかし他方、第三共和制において国民の代表者としての地位を立法府が独占してきたのも事実である。つまり、確かに制憲者は大統領を代表者として欲したが、実際にはそれが困難な組織にしてしまったのであり、運用も制憲者の望むようにはなされなかったのである。しかし、こうした現実にもかかわらず、大統領は有用な役割を演じうるし、必要不可欠なものでさえあるとバルテルミは述べている。⁽¹¹⁷⁾制憲時の議論、共和国大統領が議会に対して法的に行使できる影響力、すなわち議会の招集、延期、解散などの権利を考えれば、大統領が国民の名において行動し、国民を代表していることは明らかであり、したがって大統領はもっとも高度な国家の統治を表現することができるはずである。すなわち法律の作成の指揮であり、立法機関に対して法規範が必要な領域を指示し、同時に、その規範が彼の目からみてどのようなものでなければならないかを示すのである。これは曖昧かつ一般的な助言を与えるだけにはとどまらず、正確な法律、条文に起草された法律を提示することもできる。立法機関はこれについて考慮し、議論するよう義務付けられる。これがイニシャティヴと呼ばれているものである。では、立法府がそれに従わなかったどうなるであろうか。この場合、大統領は再考を促す権利を有する。これに議会が屈服すれば、それは大統領が国民の意思を事実の上でも法的にも代表しているとみなされる。反対に議会がその修正あるいは改変を貫いた場合、議会が国民の意思を事実の上でも法的にも代表しているとみなされる。それにも大統領が納得しない場合、国民の意思を確認するために解散が行われるのである。⁽¹¹⁸⁾

これが制憲者の欲した制度であるが、しかし、他方でこの思想の射程を誇張してはならない、とバルテルミは注意を促す。たとえば大統領が立憲君主をモデルにして構想されていたとしても、1875年憲法は「議会制を採用しているのであって、大統領は議会に対して責任をもつ大臣との協働が課せられており、また立法府に、公的事がらについての最終的決定権を委ねなければならない⁽¹¹⁹⁾ということ⁽¹¹⁹⁾を忘れてはならない。」大統領と議会はあくまで協働が求められている。大統領は議会によって選出されるが、だからといって国民の代表としての性質を失うわけではない。理論的には議会は国民の名において、すなわち代議員と元老院議員を選ぶのと同じ資格において大統領を選ぶ。これは選挙によらず国王に代表たる地位を与えていた1791年憲法よりも⁽¹²⁰⁾ずっと穏やかなものなのである。

バルテルミはさらに進んで、制度の現実を分析する。彼によれば第三共和制憲法は、こうした制憲者の意思を効果的に実現するような制度になっていない。とりわけ問題なのは、両議院の過半数により大統領を選ぶという方法⁽¹²¹⁾である。理論的には国民の名において選ばれるが、現実的には議会の意図に逆らって行動することが難しくなり、議会から独立した大統領になることは困難である。これを防ぐために7年という長い任期、解散権、大統領の無答責性という武器を制憲者は用意したが、これらも大統領の議会への従属を解消することはできない。第一に、7年の任期は国家の機関の中で最も長く、これによって大統領を選んだ議会の構成員は自然と変わるため、確かに一定の独立性を担保するかもしれない⁽¹²²⁾。しかし、新たに選出された議員は、まさに国の現在の世論を代表しているのであり、大統領は過去の、いわば間接的な代表者ととどまり、もはや国民からは見放されているかもしれない。したがって、任期を一致させないことが大統領の活動を活性化させると制憲者は考えたのであろうが、これは逆に大統領を弱体化させる要因になっている。第二に、解散権は確かに強力な武器だが、解散が成功するかどうかは極めて⁽¹²³⁾難しい問題であって、そのような状況は極めてまれである。仮に成功しな

った場合、従属するか、辞職するかを選択肢しか残されていない。しかし実際には、大統領がその全権力を引き出していた人民から糾弾された以上、辞職するしかないであろう。第三に、第三共和制憲法は大統領の政治責任を否定し、国家反逆罪 (haute trahison) という極めてまれな、ほとんどありえない場合のみに刑事責任を問うことができるよう規定した。しかし、行動することができるのは責任を持つものだけである、というのが近代における常識的な考え方であり、無答責性は実際の大統領の権力を縮小する方向に働⁽¹²⁴⁾く。

このようにバルテルミは、大統領がその代表者としての役割を果たすことの困難を指摘するけれども、その無答責性を強調しすぎず、国家の最高の地位を選挙によって与えられているという事実によって、より大きな影響力を発揮すべきだと唱⁽¹²⁵⁾える。確かに制度に問題はあっても、運用によってはバルテルミの理想とする大統領像を実現することができるからである。この点決定的だったのは、初代大統領マク・マオンによる5月16日事件である。この事件においてマク・マオンは共和派に対抗して解散権を行使したものの、その後の選挙で再び共和派が多数を占めたことによって、決定的に大統領の権威を低下させ、ほとんど無用の存在となってしまった。こうした状態を脱するためにいくつもの改革案がこれまで提出されてきたのである。

こうして1875年憲法制定後に出てきた改革案にみられる執行権の概念に対して検討が加えられる。これについては、共和派の先鋒である急進派や極左による、大統領をほとんど無化、すなわち国民主権を代表する議会の代理人としようとする改革案が最初に取り上げられる。しかし、1875年憲法の制憲者の意思が君主的執行権であると認め、そこからの逸脱を辿ってきた本書において、バルテルミがその改革案を評価することは決してないであろう。

執行権を従属させようとするものとしては1888年7月16日、また同年11月27日に提案された改革案が代表的である。すなわち前者では「政治の方向性を決定することについて正当な優越性 (prépondérance) を持つものに、普

通選挙を保障すること」が標榜されており、これは1875年憲法をより民主化することで、代議院の解散を難しくし、上院の選出方法をも変えようとするのがねらいであった。後者ではさらに過激に、「立法権、これは絶対的優越性を持ち、国政の唯一の指揮者である。執行権、これは立法権による法律あるいは決定を執行するだけの任務を持つ代理人に与えられたものである」とされており、どちらも執行権を代理人とみなす方向性を持つものである⁽¹²⁶⁾。しかしこうした改革案は前進することなく立ち消えてしまった。当の急進派に代表される共和派が安定した多数派を占めることで大統領が1875年憲法の擁護者となったという政治的な事情に基づくのだろうとバルテルミは推測している⁽¹²⁷⁾。いずれにせよ、現在このような執行権概念を持つ改革案はほとんど登場していないのである。

これに対して、執行権を独立した、強大なものにしようとする改革案も存在する。これは二つの方向性に分かれる。一つは、大統領の権限 (pouvoirs) を拡充しようとするもの。もう一つは大統領の権力 (pouvoir) を拡充しようとするものである。前者の典型例は、ブノワらによる1904年6月のものやジュール・ロッシュらによる1905年2月9日のものである。これらは大統領に、アメリカ合衆国の大統領のように拒否権を与えることを提案するものであった。しかし、これでは意味がないとバルテルミは言う。「大統領は十分に権限を持っている。欠けているのは権力なのである。この権力はテキストではない。その概念がいかに気高く、いかに規定が巧みであっても、権力を与えるのはテキストではない。それは人民 (peuple) なのだ。大統領がその権力を効果的に行使するためには、その唯一の源泉から汲みつくさせなければならぬ⁽¹²⁸⁾。」したがって、人民を代表して行動する大統領を実現するためには、選挙方法を改革するしかない。では直接公選制によって大統領を選出すべきであろうか。バルテルミはそうは考えない。

理論的問題と1848年の前例という二つの問題が存在するからである。理論的問題は「大統領に強大すぎる力を与えることになる」ことである⁽¹²⁹⁾。そんな

れば「フランス全体から選ばれることで、大統領は自分自身に普通選挙の威光を集中させる。」他方議員の選挙では、「普通選挙の威光は分散され、結果的には各議員が事実上一つの選挙区の代表者でしかない議会において弱められる」ことになってしまうのである。こうなると、執行権と議会との協働を前提とする議会制をとるフランスにおいて、均衡を失した事態が起きてしまう。また人民選挙がルイ・ボナパルトを大統領に選んだことで第二帝政を導き、普仏戦争による敗北を喫した前例もまたこの理論的問題を証明している。勿論直接公選制も不可能ではないけれども、こうした問題がある以上、現実的な改革案とは考えられないのである。最終的にバルテルミは「普通選挙までではなく共和国大統領の選挙人団を拡大する」提案を支持する。上下両院に加え、選挙人団を県会まで拡大するのである。⁽¹³⁰⁾

バルテルミはこの提案に対して二つの方向からの反対論が存在するだろうと予想している。一方は、当時上院の選挙人団でもあった県会を加える程度では、上下両院による選出とほとんど変わらないのではないかと、という反論である。確かに執行府による議会への抵抗は必要である。「立法権力が無制限で、統制のない権力を享受しているのはフランスだけ」だからである。しかし、だからといって過大な権力を与えるのは「プレビシットそして独裁への道の第一歩である。」⁽¹³¹⁾ どちらかが一方的に上に立つことは望ましくない。他方で、大統領が独裁者になってしまうという反論が考えられる。しかし、これは正しくない。大統領は直接国民の意思を代表できるわけではないからであり、それは議会と同様である。「立法府の必然的な優位と結合された、執行府の相対的な独立」こそが「あらゆる代表制をとる憲法の二つの目的」なのであり、「このシステムは実践的かつ穏健な改革という性質を持つ⁽¹³²⁾ている。」

バルテルミの執行権論の特徴は、共和国の執行府の長は立憲君主とほとんど同様の存在であること、すなわち代表者としての君主という、単なる法律の執行者とは異なる大統領像を引き出しながら、議会制を採用していること

に伴う必然的帰結として、法律の枠内で執行府が行動するという立法府の必然的優位を認め、執行府と立法府の協働を理想とする点である。その実現の手段は大統領の選挙人団拡大であり、そこでは実践的かつ穏健な改革であることが強調されている。しかし、代表に多元性を導入し、議会以外にも民意を反映しようとすることによって、議会主権を緩和することは、議会に権威を集中させ、解散権をはじめとする大統領の権限および権威を無力化しようとする共和派の考え方とは相容れないものを含むことになる。

2-2 比例代表制論

次に比例代表制論を検討する。議会の選挙方法について比例代表制こそが正義に適う選挙制度であるとバルテルミは主張する。というのも、彼にとって代表の問題はフィクションに過ぎず、単に多数派が自らの意思を貫徹するだけのものとして認識されるからである。⁽¹³³⁾ 多数派が少数派の意思に反して自らの意思を貫徹できるのは、単に必要性以上の理由はない。そうだとすれば、多数派は正確に多数派でなければならない。こうした見方は比例代表制論と共にのちの『憲法概論』にまで引き継がれている。⁽¹³⁴⁾ 比例代表制こそがバルテルミのデモクラシー論の根幹だと言ってもよい。

(a) 比例代表制論

バルテルミは、モンプリエ大学時代の1912年に出版した『選挙の組織とベルギーの経験』⁽¹³⁵⁾において、主にベルギーの事例にモデルを求めながら、比例代表制を主張している。この選挙制度も改革論者たるバルテルミ、そして地方大学教授の主戦場であった。成人男性によるアロンディスマン単位での二回投票制普通選挙という、第三共和制での選挙制度は、そのまま議会主権につながるものとみなされていたからである。選挙制度が地方大学教授の批判的になるのもそれが理由である。⁽¹³⁶⁾ この節では主に比例代表制の導入論を中心に、バルテルミがこの制度にどのような特徴を見て、フランスに導入すべきであるとの議論を展開したのかを検討したい。それによって、共和派の選挙制度に対抗してバルテルミがどのように選挙制度、ひいては議会制を構想

したのかが浮かび上がるはずである。

バルテルミが真っ先に問題にするのは、普通選挙が達成されたベルギーにおける単記投票制と名簿式投票制の並存による多数代表制の成立である。ここで単記投票制 (scrutin uninominal) とは、地理的に区切られた選挙区における有権者団が一人の議員を選ぶものであり、名簿式投票制 (scrutin de liste) とは、より広い区画において名簿に投票することで数人の議員を選ぶものと定義されている⁽¹³⁷⁾。ベルギーでは1899年にこれらを廃止し比例代表制を導入するまでこの両者が並存していたため、その利点、欠点を学ぶのに格好の素材なのだという。結論を先取りすれば、「ベルギーの経験からわかることは、名簿式投票制は、比例代表制によって補完されなければ、アロンディスマンによる投票の、それがもともと持っている以上にあらゆる欠点を露呈してしまうということである。」⁽¹³⁸⁾したがって、よりよいとされる比例代表制への移行は歓迎すべきものとされる。

ベルギーにおいてはほとんどの選挙で得票数に見合わない議席が配分されてしまっているということを、データを示しながらバルテルミは述べる。その結果、ベルギーでは少数派が抑圧されることになる。これに対する対策、「これがすなわち比例代表制である。」⁽¹³⁹⁾実際にベルギーでは1899年に立法府に比例代表制が導入された。フランスにおいてもこれに触発されて「比例代表制同盟 (ligue pour la R.P.)」が結成され、選挙法改革の気運が高まった。ベルギーの比例代表制への関心は高いものであった。⁽¹⁴⁰⁾

どのような利点が比例代表制の導入によって実際にみられたのか。第一の、他の何にも代えがたい利点は、正義 (la justice) と選挙人間の平等を実現させたことである。⁽¹⁴¹⁾というのも「比例代表制は、あらゆる政党に、正当な代表を与え、誰も遠ざけず、投票の偶然によって敗北せしめられてきた人々に、国家の運営において正当な影響力の分け前を再び与える」ものだからである。したがって、多数代表制のもとでは実効的とはいえなかった選挙人の一票も意味を持つことになり、真の平等が達成される。「これがよい

か、悪いかを問い続けるのは理論家か大学教授たちだけである」と皮肉を述べたほど、比例代表制はバルテルミにおいて正義に資するものだとされている。また、比例代表制の導入によって、棄権票も減ったという。今後、「投票は土地ではなく、意見に依存することになる。平等は全ての市民の間に存在し、彼らがどの選挙区で投票権を行使しようとそれは変わらないのである。」

第二に、比例代表制はベルギーの国民的統一を強固にした⁽¹⁴²⁾。少数派にも代表を与えることで「より全国的な観点を政党は議会においてとることができた。政治の限界はもはや地理的、民族的な境界には一致しないのである。比例代表制は……政治的な枠組みをより全国的な精神の循環に開いたのである。」

第三に、各政党のリーダーを確実に送り込むことができる⁽¹⁴³⁾。国政にエリートを多く送り込むことはできないが、少なくとも政党の指導的立場の者を送り込むことはできる。また、そうした指導的立場の政治家は、選挙区に縛られることなく、全国的に活動することができるというもう一つの利点も比例代表制は生み出す。「比例代表制が議会構成員のレベルを上げるというのは誇張だが、政党の指導者を失うことはないという利点が存在する。」

他方でバルテルミはいくつかの批判に対して、主にベルギーでの比例代表の結果をもってこれに答える。バルテルミは比例代表制は決して政治の停滞をもたらすものではなく、議席の変動は常に起こっていることを示す⁽¹⁴⁴⁾。各選挙の結果をみながら、議席数は自由主義政党に有利に推移していることを説明するのである。また、多数派の変動が緩慢であるとしても、それは世論の動きが緩慢であるということに他ならない⁽¹⁴⁵⁾。比例代表制は世論の動きを反映しないとよく批判されるが、それは比例代表制が、一握りの選挙人によって政治を変えてしまう気まぐれを妨げているということなのである。これに対して多数派代表制では、過半数を一票でも越えることで大きな変動をもたらす、「小さな波が津波になってしまう」。比例代表制は世論の動きを正確に反

映するからこそ極端な結果にならない。逆に野党にとってみれば、政権を奪取するためには全国的に国民を動かす必要があるということである。例えばベルギーにおけるコンゴ政策が全国的に問題になったときに、これにはっきりした態度を示した社会主義政党が躍進したのはその一つの証左であるという。これこそバルテルミが「比例代表制は意見の様々な変化を、一つの国民的变化に連関させる」というところの意味であり、単に「多数派代表制に修正を加えるだけでは、政党間の相対的な力関係に修正を加えることにしかない。⁽¹⁴⁶⁾」すなわち多数派代表制では得票数と議席が比例しないため、国民の考えの表層ではなく深層の、大きな潮流をくみ取することはできないのである。比例代表制によってこそ、そうした世論の動きも敏感に察知することができる。

(b) 議会制との関係

次にバルテルミは比例代表制と議会制との関係を論じる。比例代表制への批判者によれば、比例代表制は解散権の空文化、脆弱な多数派による政府の弱体化を生ぜしめる。しかし、そもそも彼によれば、ある特定の重要な問題について国民の意見を聞きたい場合には解散権を用いるべきではない。⁽¹⁴⁷⁾ 特定の問題について国民の声を聞きたい場合の「手段は一つしかない。レフェランダムである。」また、多数派代表制をとっているフランスにおいても、一見憲法改正がなされたかのようなその運用によって実際には解散権は凍結されており、比例代表制だからといって必然的に解散権の行使ができなくなるというわけでもない、という事情を付け加えている。

議会内多数派について、比例代表制の批判者は、比例代表制は議会内に多数派を供給できないと論難する。このような批判に対してバルテルミは二つに分けて答える。

彼はまず、だからといって現実に存在する国民の意思を歪め、少数派を過度に抑圧する多数派を選出してよいということにはならないと再反論する。⁽¹⁴⁸⁾ それは正義に反するのである。なゼイギリスにおいて腐敗選挙区が撤廃され

たのか。なぜ選挙に正義と論理が持ち込まれるのか。そうしなければ統治のための権利を正当化できないからである。「少数派が多数派の前に屈服する義務は必要性以外に基礎を持たない。少なくともこの必要性は存在しなければならない。そしていかなる場合においても多数派が現実のものでなければならない。そのような多数派が国民に存在しなかったとしても、どうしてある政党に人工的な多数派を与えることができるのか。そしてその政党が統治し、他の政党にその意思を押し付けることがどのような資格でできるのか。」⁽¹⁴⁹⁾ また、多数派代表制を採用したからといって様々な問題が解決するわけではない。バルテルミは皮肉まじりに母国フランスについて言及している。「議会が、さまざまな集団とさらにその下位集団に分裂し、内閣が様々な意見を持ち、時に矛盾した識者の混合から成るようなフランスの例については話すまい。また、その内閣も活力を失って息絶えるようなフランスの例についても話すまい。さらに反対派とて政策も統一性もないフランスの例についても話すまい」⁽¹⁵⁰⁾ と述べるように、多数派代表制をとるフランスの実例は明らかな反証であった。さらに続けてバルテルミは「ぎりぎりの多数派 (petite majorité) は悪か？」と問いかける。比例代表制の批判者によれば、少数派が強く、多数派が脆弱だと、少数派は議事妨害を行いやすく、また政府は大胆な政策を行えないので、規律ある能動的な真の政府として機能しない。しかし「これらのア・プリオリな見解は、ベルギーにおけるいかなる経験によっても実証されていない」⁽¹⁵¹⁾ 一般的に数が少ない方が規律を保ちやすく、また比例代表制にもとづく選挙で培われた規律は、議会内でも持続する。比例代表制は思想のもとに選挙人を結集させ、地方ではなく全国的な支持を取り付けているので、数が減ったとしても強い多数派を形成することができるのである。他方で、同じことは野党のほうにも言える。野党は政府に対する強力な批判を行うことができ、「政府に対する歯止め」になるのである。また、規律ある野党は、与党に対して世論が要求する改革を促すことができる。というのも、与党が改革を行わなければ、それを選挙の争点にする

ことで野党への支持が増えるため、野党は与党へ有効な圧力をかけることができるからである。これに多数派が応じることによって中庸に近づく。「規律ある、中庸でぎりぎりの多数派が、強力な野党に刺激されて行動を起こすこと。これこそが良い政府の理想ではないかと私は自分に問うのである。」⁽¹⁵²⁾

ところで、そのようなぎりぎりの多数派では、政府が自らの勢力にのみ頼るのではなく、少数派の協力を仰ぐこともあるはずである。これは議会制の伝統の修正であるとされてきた。しかし本当にそうであろうか？ バルテルミは疑問を投げかける。というのも、そのように多数派と少数派が協力することによって、より国民的な合意が達成されると考えるからである。⁽¹⁵³⁾ その気になれば国政を麻痺させることのできる少数派が多数派との協力に合意するのは、その政策が公の関心事をないがしろにせず、かつ少数派の不利にならないような場合だけである。ぎりぎりの多数派は国政を前進させることを妨げるといわれるが、だからといって常に少数派のそのような圧力に晒されているわけではないのである。「少数派が、政府を常に国民的 (nationale) なものにするよう拘束するほど強力であれば、私はそこに利点しか見出さない。」

(c) 政党との関係

次に比例代表制と政党の関係をバルテルミは考察する。「政党による比例代表制を施行するための第一の条件は政党が存在することである！」⁽¹⁵⁴⁾ と彼はユーモアを交えて述べるが、政党はバルテルミの民主主義論にとって重要な要素となっている。ベルギーにおいては法制度の助けもあり政党組織が発達した。例えば1879年から集会、結社の自由は認められていたし、投票の秘密も存在した。また政党が公的に承認されていたことも重要である。これによって政党は公的に活動するものとしてみなされ、候補者の公認や選挙活動、名簿のコントロールなどが強力に、かつ一貫して行われるようになった。こうした結社の自由についての制度はフランスと鋭い対照をなしていることをバルテルミは指摘する。⁽¹⁵⁵⁾ 比例代表制においては政党の細分化が生じて

しまう、という一般的な反論が存在するが、バルテルミによれば、これは「1900年に行われたベルギーにおける最初の比例代表制の経験の前に崩れ去った。」というのもその新制度の恩恵を受けているのは三つの大きな政党だからであり、むしろベルギーにおいては多数派主義によって政党の細分化が生じていたの⁽¹⁵⁶⁾である。「したがって、フランスにおける改革の諸利益の一つとして、比例代表制が議会制とは何ら接点を持たない無数の集団を一掃し、健全な三つか四つの、強力に組織され著名なリーダーに率いられ、確固たる政策を持った大政党を残すことを期待するのにも十分な理由がある⁽¹⁵⁷⁾」とフランスでの改革に期待をかけるのである。

こうした考え方の基礎には、政党をはじめとする政治的結社が果たす役割への期待が存在する。「実際結社は政党の筋肉である。」なぜならこれは「政治的教育に効果的であり、自由な規律、省察の中心である。大きな人民の流れの不安定さを調整するのに役立つ⁽¹⁵⁸⁾」からである。「結社がなければ、誰が政治に関わる人間を育てるのか？ それは偶然であり、幻想であり、無秩序である。」ただし、これもバルテルミの常であるが、誇張を戒めている。「比例代表制は魔法の杖ではない。それは進歩のための道具に過ぎない⁽¹⁵⁹⁾。」

まとめも兼ねて、バルテルミの提唱する比例代表制について二つのことを指摘しておきたい。第一に、彼はデュギと同様に現実の多数派による支配という民主主義観を前提にし、主権論によってこれを正当化しない。多数派に対して少数派は従わなければならないが、それは「必要性」という実践的理由以外にはありえない。そうであるからこそ、「多数派」はできる限り正確に多数派であることが必要なのである。こうした民主主義の捉え方は、いわゆるナシオン主権を基礎とした多数派代表主義を採用する議会制への批判と考えることができる。第二に、組織あるいは結社が重視され、政党が選挙制度ひいては民主主義の中心となっている。選挙とは民主主義の組織化であり、選挙もまた政党によって組織されなければならない。彼にとって民主主義は規律ある組織によって構成されるのである。

3 議会制論

ここまで、バルテルミの方法論および改革論を取り上げた。改革論で取り上げた執行権論と比例代表制論は、彼が地方大学教授として活躍していた時代のものであるが、パリ大学へ赴任してからも議会制の改革論を展開している。そこでは憲法改正を伴うような、議会制に大きな変革を迫るものではなく、漸進的で現実的な改革論が提唱されることになる。恐らく権威あるパリ大学教授になり、また下院議員も務めたからこそ、より穏健な、かつ現実的な改革案を主張することになったのであろう。ここでは主に第一次大戦後の所論から、バルテルミの議会制改革論を検討し、彼の憲法学の特徴をさらに明らかにしたい。

ところで普通選挙制を批判する論者が多かった地方大学教授において、バルテルミは例外的に普通選挙を常に擁護し、議会制の中心に据えていた。したがって、職能代表あるいは利益代表を政治システムの中に制度的に組み込むという選択肢はあり得ない。考えられるのは、普通選挙を前提にして、国民全体の利益を実現するためにどのような制度が求められるか、ということなのであり、それが民主主義の組織化ということなのである。彼が政党を中心とした比例代表制を議会制の前提となる選挙制度として主張することはすでに確認した。こうした前提及び20世紀におけるフランス政治の現状を踏まえ、バルテルミは、様々な議会制改革を主張した。特にレフェランダム、義務的投票制 (vote obligatoire)、政治における能力 (compétence) の問題、委員会制度、議院における発言時間の制限といった問題が検討されている。紙幅の都合上、それぞれ簡潔に取り上げたい。

第一に、バルテルミはレフェランダムを肯定する。幾分か慎重な態度をとりつつも彼が肯定する理由は、後にカレ・ド・マルベールによって理論化されたような、民主主義の貫徹という方向ではない。レフェランダムをうまく導入すれば、調停的な徳 (vertu)⁽¹⁶⁰⁾ を持つからである。レフェランダムは、

彼の比例代表制論においても前提となっていた。比例代表制によって議会在正確に民意を反映している以上、ある特定のイシューについて議会を解散することはふさわしくない。なぜなら、特定のイシューについてのみ選挙を行えば、そのイシューが解決した場合にその議会は無用のものになってしまうからである。したがって、特定のイシューが問題になる場合にはレフェランダムを用いればよいのである。

第二に、投票の義務化である。バルテルミは普通選挙を正面から認めるが、かといってそれを野放しにすればよいと考えていたわけではない。バルテルミが打ち出すのは投票を義務化することである。⁽¹⁶¹⁾ここで問題になるのは、当然選挙人の投票の自由である。主権者たる国民が威厳ある投票という行為を行うのは、完全に選挙人の自由であると考えられていたが、バルテルミによれば権利であればすべてその行使が任意であるとするエスマンのそうした見解は誤りである。⁽¹⁶²⁾なぜなら、選挙権は単に個人の特権ではなく、社会的機能をも持つからである。したがって投票権が権利か公務（fonction）か、といった二分論に意味はない。投票権が単に個人の利益のためではなく、社会全体の利益もまたそこに含まれていることを確認しさえすれば、義務的な投票制は正当なものとされるのである。⁽¹⁶³⁾言うまでもなくここでも比例代表制が前提となっている。すなわち、投票が死票にならないからこそ投票に社会的意義が生まれるのである。

第三に、政治における能力の問題である。普通選挙によって政治が大衆化し、政治の質が低下したのではないかということが、とりわけ第一次世界大戦を経たフランスでは大きな問題になった。すなわち「戦争によって提起された問題のうち、第一級のアクチュアリティを持つものは、国民の命運を、多くの困難のなかで統率するという重い責任がある人間の質である。⁽¹⁶⁴⁾」こうした観点から一般的に、議会に対する行政権の拡大が主張されてきたのであり、改革論が唱えられていた。この問題に対してバルテルミは一般論として次のように述べる。「立法は、議会によって統制された法律家によってなさ

れなければならない。デモクラシーが組織化されるのは、能力と世論の代表との間に均衡が成立するときのみである。⁽¹⁶⁵⁾つまり専門家と政治家との協働を主張するのである。このような専門家と非専門家との協働というのは、医者と患者、建築家と家の買主のように普遍的にみられるものであり、結局「議会は自らが専門的な能力を持たないということを考慮しなければならない⁽¹⁶⁶⁾」という点が重要となる。では議会に専門性を補うものは何か。それはコンセユ・デタである。バルテルミによれば、コンセユ・デタは二つの機能を果たすべきである。第一に、政府がデクレを發布すると同時にそれに対するコンセユ・デタの見解を公表することである。⁽¹⁶⁷⁾第二に、議会がある原理を提示した場合、それを忠実に、技術的に非の打ちどころのないテキストに変換することである。⁽¹⁶⁸⁾バルテルミは、コンセユ・デタが政治において専門性を発揮することによって、議会あるいは政府の専門性の不足を補い、よりよいデモクラシーが実現すると考えた。彼は憲法の最高法規性を重視し、違憲審査権を持つ最高裁判所の設立をも提唱していたが、司法権への不信任を持つフランスの歴史に鑑みて、実現は難しいと考えていた。⁽¹⁶⁹⁾そのことを考えると、このコンセユ・デタの行政命令、立法への関与は、一種の違憲審査制であるとも考えられるであろう。ただし注意しておかなければならないのは「専門性は政治に仕えなければならない⁽¹⁷⁰⁾」のであって、その逆ではないということである。結局「大臣のメチエは政治のメチエである。それを務めるのに要求される専門性、それは政治である⁽¹⁷¹⁾」。

第四に、委員会についてである。委員会とは何か。バルテルミの説明によればそれは「各議院にある、一般的に一定数に限られた委員から構成される組織であり、能力があるとされた者が選ばれる。基本的には報告書を作成することをその業務とする。⁽¹⁷²⁾」部局 (bureaux) から発展を遂げたこの委員会⁽¹⁷³⁾は、1902年下院決議で議会内の制度として成立し、それ以降定着することになった。

ところで、この委員会は、国家改革論者から激しい非難を受けていたもの

であった。特に一定期間、一定の問題について活動する特別委員会に対する常任委員会（commissions permanentes）、中でも議員による予算の獲得競争が大きな問題になっていた予算委員会（commission des Finances）は最大の標的となっていた。例えば、当時の著名な行政法学者であったジェーズは次のように述べている。政府にとって「最も危険な武器は、常任委員会である。その中でも最も害悪の大きいものは予算委員会であり、これは内閣を破滅させる真の、恐ろしい機関なのである。」⁽¹⁷⁴⁾バルテルミはこうした批判に対して、予算委員会についてはある程度その批判を認めながらも、一般的な常任委員会の有用性を説く。バルテルミによれば、「攻撃が集中するのはその恒常性（permanence）である」⁽¹⁷⁵⁾が、しかしこの恒常性は利点である。常任委員会は、不安定な体制である第三共和制において必要とされる安定性を持っている。内閣が交代しても委員会の委員は議会内の各会派の人数に応じた比例配分で決定されるため、安定性、恒常性を保つことができ、それゆえにさまざまな利点をもたらすのである。そうした利点についてバルテルミは三点挙げている。

第一に、立法の質が向上する。問題の数、複雑さ、困難さは必然的に分業と専門化を要求する。この分業と専門化は、委員会の恒常性なくして不可能である。「恒常性は質、専門性、能力を保障する。」⁽¹⁷⁶⁾第二に、常任委員会は政府の統制を行うことができる。委員会は付託された法案の検討だけでなく、情報を得たり、政府に質問を行ったり、追求すべき方向性などについて賛同を得ることによって、政府を統制する道具となるのであり、それは議院の憲法上の義務を果たす手段でもある。政府が自らのプログラムを提示するのに対し、議院が委員会をもって政府を統制するというのが議会制の本来のあり方なのである。第三に、議院全体の独立のためにも有用である。常任委員会の敵対者は、常任委員会が、議院全体の権限を侵食していると批判する。しかし、委員会は議院の権限を促進こそすれ、侵すことはない。委員会は法案を審議し、何らかの修正を加えたり別の案を出すだけであって、表決は本

会議で行われるのである。本会議が委員会の結論を後追いするだけであるとか、本会議の表決を無意味にする、といった批判は委員会それ自体の批判にはならない。バルテルミの方法論からすれば当然であるが、こうした理論的な主張の他に、委員会を通した議会による政府の統制の現実を別の章で詳しく取り上げている⁽¹⁷⁷⁾。というのも、常任委員会への「批判の価値を検証するには、システムの真の、客観的な、現実の提示 (exposé réel) によらなければ⁽¹⁷⁸⁾」からである。

最後に、議会での発言時間の制限である。これはバルテルミが下院議員として在籍していた1926年7月16日の決議によって一定程度実現された。「この決議は、その穏健な見た目にもかかわらず、ほとんど議会制の未来、すなわち大革命によって別袂された諸原理の命運に触れるものなのである。」⁽¹⁷⁹⁾ 議会での長い議論は彼にとっては効率性を欠き、極めて多くの事がらを審議し、表決しなければならない時代には適合しない伝統であった。この改革についてのバルテルミの論文は、彼の議会制観を如実に表している。曰く「議決は政治的集団 (groups politiques) を新たに確立し、これらに新たな重要性を与えた。これまでこうした集団の存在は無視されてきた。すなわちそこには議員しか存在しない、と。この厳格さは、議会制の歴史においては時代遅れとなった。政治的集団は今日では、公的な存在であり、議院で一定の役割を果たしている。常任委員会において比例的に代表され、その代表を指名するのは、この集団自身なのである。」⁽¹⁸⁰⁾ すなわちここでバルテルミは、議会においては個人ではなく、政党が中心となるべきことを基本的原理として主張しているのである。

以上のことからバルテルミは、当時噴出していた問題に対応できずに機能不全を起こしていた議会制を、より現実に即した様々な改革案を提言することによって再構成しようとしたと考えることができる。その中心となるのは政党と委員会制度、そして専門性であるが、一方的な行政権の拡張や直接民主主義的改革ではなく、あくまで時代に適応した議会制固有の役割を擁護し

たのである。

跋

エスマンらによる共和主義的憲法理論は、地方大学教授たち、とりわけエスマンの死後パリ大学教授に就任し『憲法概論』を出版したバルテルミによって大きな変容を被ったと考えられる。すなわち第一に、共和派による憲法運用を理論的に正当化し、追認する憲法学の現状維持の性格が捨て去られ、現実の問題を解決するために、法学のよりプラグマティックな性格が強調された。第二に、ライシテや議会中心主義といった共和主義的伝統は軽視され、自然法や執行権の強化あるいは議会の再編成が主張された。第三に、主権や権力分立といった原理的な問題は実証されえないフィクションであるとして、あるいはドイツ流のドグマとして退けられ、政治制度の実態の分析が概説書のほとんどを占めることとなった。他方で連続する点も見られる。すなわち第一に、あくまで普通選挙に基づく議会制を擁護しており、執行権の強化や政党中心の議会改革を主張するにしても、議会固有の役割は失われていない。第二に、確かに理論の軽視は見られるけれども、エスマンと同様に事実の観察を基礎とするいわゆる政治学的傾向を持つ。第三に、機能不全に陥った国家をどのように再構成するか、すなわち国家権力の復権が問題の中心であり、デュギやオーリウのように共和制それ自体、法それ自体が批判的に検討されているわけではない。この意味でバルテルミはエスマンの側に立つ。

事実の観察を基礎とする方法論をとる彼の議会制論は、当然のことながら時代と切り結ぶものであった。この議会制論は、主権論やライシテなどの共和主義的イデオロギーにも、それに反発する改革派のイデオロギーにも、少なくとも一方的には加担することなく第三共和制の実態を直視したことから生まれた。すなわち普通選挙と相まって、社会の変化によって勃興してくる労働者階級の力を政党や議会制によって組織化する議会制を構想することが

できたのである。貴族とブルジョアジーの対立というエスマンが前提とした社会状況は変化していた。⁽¹⁸¹⁾バルテルミは、共和派を支えていた急進派の支持基盤が弱体化し、共和主義的憲法運用の担い手が失われつつあった第三共和制期後半に、もはや通用しなくなっていた共和主義的な議会中心主義ではなく、政党や比例代表制といった制度論によって、大衆化した民主主義を組織化された議会制へと再編成しようと試みたのである。それは実践的には議会制への批判に対抗して、議会制と共にフランス第三共和制を擁護することに結びついており、この意味において確かにバルテルミはエスマンの継承者である。したがって、理論的な、あるいはイデオロギー的な変容はもたらしたけれども、バルテルミはエスマンに対して自覚的に背を向けたわけではない。また、こうした構想はあくまで議会が中心である点で、議会制を換骨奪胎しようとする国家改革論とは異なるものであった。この議会制観は、国家改革論の一つの実現ともいえる第五共和制、とりわけド・ゴールのそれには回収されえない。⁽¹⁸²⁾バルテルミにおいて執行権と議会は協働することにおいて結びつくのであり、議会は単に執行権を統制するためだけの機関ではない。

他方で、事実の観察を基礎としながらも、その自然法思想によって流入する自らの価値がどのようなものなのかを理論的に対象化し、分析することのないまま、バルテルミは現実政治へと積極的に関与していった。理論的考察と批判的精神に欠けた事実の観察は、自身の持つ価値と無自覚に直結することによってエスマンと同様に現状の追認を招くことになるであろう。その意味でバルテルミが、憲法学が固有のものとして持つディシプリンを危うくしたことは確かであると考えられ、その点に彼の理論の限界が存在すると思われる。冒頭で紹介したポーの批判もまさにその点に存するのである。とはいえ、バルテルミはポー自身が述べるように「政治学と憲法学との調和のとれた総合 (synthèse harmonieuse) という思想を擁護した」⁽¹⁸³⁾のであり、これは社会変動の激しい時代状況に対応するものであったことは強調しておかなければならない。このこと自体は批判されていないし、されるべきではな

い。そうではなくて、嚮導的な役割を果たすべき理論あるいは原理の考察がドグマとして切り捨てられるか、政治制度の考察とはほとんど切り離されている点が批判されているのである。⁽¹⁸⁴⁾ そうだとすれば、バルテルミの政治学と憲法学とを調和させようとする野心的な試みを救い出すこと、また第五共和制のオルタナティブとしての議会制論を検討することにその後の憲法学の担う課題が存在するのであり、彼を逸脱として捨象すること、あるいは第五共和制の源流としてまとめることによって現状を正当化することにあるのではない。バルテルミの方法論は問題を含むものであったけれども、社会の変動に対応し、第三共和制を維持することに貢献した。また、その議会制論は、執行権との協働と比例代表制に基づく、組織化された議会制を構想した。こうした点から現代憲法学が学ぶことは少なくないと思われる。⁽¹⁸⁵⁾ 更なる問題は、多様な第三共和制憲法学がどのように成立し、継承され、発展してきたのかを検討し、それを踏まえてどのように現代憲法学を構想するかということである。⁽¹⁸⁶⁾ 本稿はこうした問題へのささやかな貢献に過ぎない。

- (1) Gilles Martinez, Joseph Barthélemy et la crise de la démocratie libérale, Vingtième Siècle. Revue d'histoire, n° 59, juillet-septembre, 1998, p.28. 日本でも宮沢俊義が高く評価していたことが知られている。宮沢俊義「あとがき」同『憲法の思想』（岩波書店、1967）参照。
- (2) Olivier Beaud, Joseph Barthélemy ou la fin de la doctrine constitutionnelle classique, Droits, 32, 2000, pp.89-108.
- (3) Ibid., p.89, cf. Olivier Juanjan, Droit constitutionnel et théorie de l'État, Revue universelle des droits de l'homme, vol.15, n.3-6, 2003, pp.102-103.
- (4) Joseph Barthélemy et Paul Duez, *Traité élémentaire de droit constitutionnel*, Dalloz, 1926（以下 *Traité I*）, et *Traité de droit constitutionnel*（édition de 1933）, Economica, 1985（以下 *Traité II*）. なお、共著者にデュエズが居るが、ポーによると本書の構想はほぼ全てバルテルミが行い、デュエズはもっぱら執筆するのみであったことが文通から明らかであるという。こうした事情について Beaud, op.cit., pp.92-93. したがって本稿もポーに従い、本書をバルテルミの著作として、デュエ

ズの影響はほとんど受けていないと考える。

- (5) 山元・後掲注9) 658頁。
- (6) Beaud, op. cit., p.103.
- (7) 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』46頁注5(勁草書房、1973)。
- (8) Beaud, op.cit., p.95.
- (9) 山元一「現代フランス憲法理論の展望」同『現代フランス憲法理論』649-653頁(信山社、2014)。日本での紹介として山元一・只野雅人編訳『フランス憲政学の動向 法と政治の間』(慶應義塾大学出版会、2013)がある。なおボーはその主要な提唱者である。
- (10) 一例として Stéphane Pinon, *Les réformistes constitutionnels des années trente. Aux origines de la V^e République*, L.G.D.J., 2003. その嚆矢として Nicholas Wahl, *Aux origines de la nouvelle Constitution*, *Revue française de science politique*, 9^{ème} année, n° 1, 1959, pp.30-66. とりわけ前者ではバルテルミは重要な論者として言及されている。日本においても樋口陽一によって、フランスでは第五共和制において、従来の議会中心主義から執行権優位、憲法院設置などのラディカルな「転換」がなされたが、こうした議論自体はすでに第三共和制期から存在していたことが指摘されている。樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』17-34頁(創文社、1977)参照。ただしそうした観点からの検討は多くない。例外的に時本義昭はミシェル・ドゥブレを中心にしてそうした観点から検討を加えている。時本義昭「フランス第五共和制憲法の源流(一)・(二・完)」法学論叢129巻2号89-116頁、同129巻5号106-131頁(1990)参照。本稿もこのような問題意識を共有するが、ここではバルテルミの第三共和制期における位置づけを中心に検討し、第五共和制期への影響あるいは関係性については今後の課題とし、示唆するにとどめたい。
- (11) Frédéric Saulnier, *Joseph-Barthélemy, 1874-1945: la crise du constitutionnalisme libéral sous la III^e République*, Paris, L.G.D.J., 2004. 本書はバルテルミの未発表の草稿や講義録なども網羅的に収集し検討した詳細な研究であり、本稿も多くを負っている。
- (12) 樋口・前掲注7)『近代立憲主義と現代国家』78-94頁。
- (13) 深瀬忠一「A・エスマンの憲法学—フランス現代憲法学の形成(1)」北大法学論集15巻2号95-120頁(1964)。
- (14) 以下の叙述は中木康夫『フランス政治史 中』(未来社、1975)、渡辺和行ほか著『現代フランス政治史』第二章(ナカニシヤ出版、1997)、横山信『フランス政

- 治史1870～1958』第五章、第六章（福村出版、1968）、高橋和之『現代憲法理論の源流』第一章（有斐閣、1984）、Jean-Jacques Chevallier, *Histoire des institutions et des régimes politiques de la France de 1789 à 1958*, Dalloz, 2009, Marcel Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France de 1789 à nos jours*, 12^e édition, Montchrestien, 2012を主に参照している。
- (15) 森本哲郎「戦時下の議会（第一次世界大戦下フランスの事例）——政治制度史的考察——」法学論叢122巻1号57頁（1987）。
- (16) J.J. Chevallier, op.cit., p.546.
- (17) この時期はよく「相対的安定期」と呼ばれる。例えば横山・前掲注14)『フランス政治史』164-179頁。同旨のものとして中木・前掲注14)『フランス政治史(中)』10-55頁。
- (18) なお A. Esmein, *Deux forms de gouvernement*, R.D.P., 1894, pp.15 et s, 高橋・前掲注14)『現代憲法理論の源流』303-312頁参照。
- (19) 概観として田中正人「二つの大戦のあいだで」『世界歴史体系フランス史3』第6章（岩波書店、1995）。
- (20) 辻村みよ子・糖塚康江『フランス憲法入門』77頁（三省堂、2012）。
- (21) 国家改革論の一般的な紹介として俵静夫「フランス憲法改正の氣運」国民経済雑誌、57巻5号120-124頁（1934）、人見植夫「フランスに於ける憲法改正問題」新民29編12号77-82頁（1934）、大岩誠「フランスに於ける國家改造論の諸相」法と経済3巻4号57-90頁（1935）、刑部莊「1934年のフランス公法」国家学会雑誌49巻4号90-98頁（1935）、宮沢俊義「フランスにおける国家改革論」『轉回期の政治』（中央公論社、1936）、現代的観点から注目するものとして時本・前掲注10)「フランス第五共和制憲法の源流（一）（二・完）」。
- (22) J.J. Chevallier, op.cit., p.547.
- (23) François Goguel, *La politique des partis sous la III^e République*, 5^e edition, Paris, Édition du Soleil, 1946, p. 265. ゴゲルは1926年から1932年までは、国民議会内に一貫した規律ある多数派が内閣を支持していたことを強調する。
- (24) 横山・前掲注14)『フランス政治史』185頁、渡辺ほか・前掲注14)『現代フランス政治史』97頁。この混乱の責任をとってショータン内閣は辞職に追い込まれている。
- (25) 数字は渡辺ほか・前掲注14)『現代フランス政治史』98頁による。
- (26) Jean Gicquel et Lucien Sfez, *Problèmes de la réforme de l'État en France*

- depuis 1934*, Presses Universitaires de France, 1965, p.76.
- (27) Goguel, op.cit., p.488.
- (28) 海原峻『フランス人民戦線 統一の論理と倫理』36頁(中公新書、1967)。
- (29) 山極潔「第二次ドゥーメルグ内閣に関する一考察」山形大学紀要(人文科学) 4巻3号55-58頁参照(1987)。
- (30) Joseph-Barthélemy, *La crise de la démocratie contemporaine*, Librairie du Recueil Sirey, 1931, pp.181-182。(以下 *La crise* と表記する。)
- (31) ジッケルが国家改革論の研究を1934年に限定しているのもそうした認識に基づく。Gicquel, op.cit., *Problèmes de la réforme de l'État en France depuis 1934*.
- (32) Morabito, op.cit., p.356.
- (33) 詳しくは刑部・前掲注21)「1934年のフランス公法」95頁、石原司「ドゥーメルグ憲法の経緯——1934年におけるフランス第三共和政憲法改正の試み——」武蔵大学論集17巻2-6合併号525-526頁(1970)。
- (34) 石原・同上530-533頁。なお、国家改革という極めて重要なテーマにもかかわらず、ドゥーメルグは積極的に多数派を維持しようとしなかったことと、ラジオを通じて国民に直接呼びかけたことで、国民議会の議員たちの不興を買ったことが失敗の最大の原因とする J. J. Chevallier, op.cit., pp. 571-572参照。他方、Gicquel, op.cit., p.92はドゥーメルグの優柔不断さに起因すると評価する。
- (35) 刑部前掲注21)「1934年のフランス公法」93頁。なお、引用にあたって現代語に改めた。
- (36) André Tardieu, *La Réforme de l'État*, 1934.
- (37) Ibid., passim. 概要は時本・前掲注10)「第五共和制憲法の源流(一)」106-108頁。
- (38) 時本・前掲注10)「第五共和制憲法の源流(一)・(二・完)」および山極・前掲注29)「第二次ドゥーメルグ内閣に関する一考察」参照。
- (39) Jacques Bardoux, *La France de demain. Son gouvernement ses assemblée sa justice*, Recueil Sirey, 1936, pp.3-4.
- (40) Joseph-Barthélemy, *La Constituion Doumergue*, *Revue politique et parlementaire*, Novembre, 1934, pp.225-248.
- (41) 石原・前掲注33) 518頁。
- (42) 以下 *Traité II*, pp.901 et s.
- (43) 大岩・前掲注21) 81頁。

- (44) バルテルミは「私がかつて熱心な改革論者だったことは決してない」と述べ、『憲法概論』の参照を求めている。したがってその意味でも彼を「代表的改革論者」とするのは必ずしも正確ではないであろう。Barthélemy, op.cit., La Constitution Doumergue, p.225。「国家改革論の失敗は、バルテルミのように、執行権を解放し、安定化させようとしながらも、直接普通選挙を導入することで議会と執行権を分離することを拒否する人物に起因する」とさえする評価もある。Martinez, op.cit., p.34.
- (45) Ibid., Barthélemy, La Constitution Doumergue, p.235.
- (46) La crise, pp.188-189.
- (47) Guillaume Sacriste, La République des constitutionnalistes:Professeurs de droit et légitimation de l'État en France(1870-1914), SciencePo Les Presses 2011.
- (48) その憲法理論について深瀬・前掲注13)「A・エスマンの憲法学」、高橋・前掲注14)『現代憲法理論の源流』79-113頁参照。
- (49) 山元・前掲注9)「現代フランス憲法理論の展望」656-657頁、Sacriste, op.cit., pp.94-248.なお、彼らレジストたちが論文を発表するフランス公法雑誌(Revue du droit public et de la science politique)も同じ時期の1894年に創刊されている。この時期の憲法理論の内在的な分析として Marie-Joëlle Redor, De l'État legal à l'État de droit, Presses universitaires d'Aix-Marseille, 1992.
- (50) 山元・同上657頁。Sacriste, Ibid., pp.249-329.
- (51) Charles Benoist, *La crise de l'État moderne. De l'organisation du suffrage universel*, Firmin-Didot, 1895, et le même, *L'organisation de la démocratie*, Perrin, 1900.
- (52) Morabito, op.cit., p.343.
- (53) なお、Pinon によれば、国家改革論、そして第五共和制につながるもう一つの改革の軸として違憲審査制の導入論も存在した。バルテルミも違憲審査制の導入について論じていないわけではないが、本稿では立ち入らない。詳しくは Pinon, op.cit., pp.169-292.
- (54) エスマン以外にラルノード、バルテルミらの名前が挙げられている。前者による「公法雑誌」創刊について Sacriste, op.cit., pp.155-158参照。特に Armel Le Divillec, La fondation et le débuts de la Revue du droit public (1894-1914), R.D.P. n.2, 2011.
- (55) 山元・前掲注9) 658頁。Sacriste, op.cit., pp.331-535.
- (56) 山元・同上658頁。

- (57) Léon Duguit, *La Représentation syndicale au Parlement*, *Revue politique et parlementaire*, 69, 1911, pp.28-49.
- (58) 当時サンディカリズム、特に公務員の組合は極めて大きな政治的、社会的問題であった。これに対する対応は、レジストたちは徹底的に否定し、地方大学教授はこれを認めようとする方向に分かれた。Sacriste, *op.cit.*, pp.426-462.
- (59) Duguit, *op.cit.*, p.38.
- (60) Léon Duguit, *L'État, le droit objectif et la loi positive*, 1901, p.284.
- (61) デュギの方法論の意義とその射程、またその限界については今関源成「レオン・デュギ、モリス・オーリウにおける『法による国家制限の問題』(一)」早稲田法学57巻2号31-64頁参照(1982)。
- (62) Sacriste, *op.cit.*, p.450.
- (63) サクリストによれば「レオン・デュギによって採用された立場は他の地方大学教授の間で孤立していたわけでは全くない」。Sacriste, *op.cit.*, p.451.
- (64) オーリウのライシテ批判の内在的分析として小島慎司『制度と自由：モーリス・オーリウによる修道会教育規制法律批判をめぐって』(岩波書店、2013)。また方法論について今関源成「レオン・デュギ、モリス・オーリウにおける『法による国家制限の問題』(二・完)」早稲田法学58巻1号105-141頁参照(1983)。関連して時本義昭「モーリス・オーリウの周辺(1)(2)(3・完)」龍谷大学社会学部紀要42号26-38頁(2013)、同43号33-46頁(2013)、同44号13-25頁(2014)参照。
- (65) Sacriste, *op.cit.*, p.450.
- (66) Saulnier, *op.cit.*, p.140. 当時のフランスの大学の状況について、渡辺和行「十九世紀フランスのファキュルテ」香川法学10巻3・4号275-306頁(1991)、その歴史について池端次郎『近代フランス大学人の誕生』(知泉書館、2009)、共和派による高等教育改革とそれに重要な役割を果たしたルイ・リアールについて白鳥義彦「ルイ・リアールとフランス第三共和制の高等教育改革」神戸大学文学部紀要41巻143-158頁(2014)参照。
- (67) 山元・前掲注9) 663頁。ソルニエによれば、これはエスマンが担当していたパリ政治学院の講座を引き継いでほしいという遺族の依頼を引き受けたことに伴う仕事であったという。しかしバルテルミ自身はそれに躊躇を覚えたと言われる。というのも、バルテルミには自らの概説書を出版するという野心が存在したからである。Saulnier, *op.cit.*, p.149.
- (68) Sacriste, *op.cit.*, p.534.

- (69) サクリスト自身がそれを示唆している。Ibid., p.25. また、すでに1909年11月のパリ大学学部長選挙の際に、政府側と昵懇であったレジスト、シャルル・リオン・カーンが再選したものの、44票中19票しか獲得できず、残りは白票であったという出来事によって、パリ大学内でもレジスト達が力を失っていたことが明らかになっていた。Ibid., pp.518-523. 地方大学教授パルテルミのパリ大学教授就任もこのような事情が作用したのであろう。
- (70) A. Esmein, *Eléments de droit constitutionnel français et comparé*, 6ème éd, 1914.
- (71) Ibid., p.8.
- (72) Ibid., pp.11-14.
- (73) Ibid., p.12.
- (74) Ibid., p.14.
- (75) そうした評価について、高橋・前掲注14)『現代憲法理論の源流』79-82頁、深瀬・前掲注13)「A・エスマンの憲法学」95-120頁参照。
- (76) 樋口・前掲注7)『近代立憲主義と現代国家』17-18頁。
- (77) Beaud, op.cit., p.91.
- (78) *Traité I*, pp.5-8.
- (79) Ibid., pp.5-6.
- (80) Ibid., p.7.
- (81) 今関・前掲注61)「レオン・デュギ、モリス・オーリウにおける『法による国家制限の問題』(一)」参照。
- (82) Joseph-Barthélemy, *Analyse et compte rendu de Droit constitutionnel*, par L.Duguit, R.D.P., 25, 1908, p.159.
- (83) Ibid., p.160.
- (84) Ibid., p.162.
- (85) Joseph-Barthélemy, *Analyses et comptes rendus de La Renaissance du droit naturel* par J.Charmont, R.D.P., n.27, 1910, p.596. 邦訳として大沢章『自然法の再生』(岩波書店、1927)。
- (86) Ibid., p.597.
- (87) Joseph-Barthélemy, *De l'interprétation des lois par le législateur*, R.D.P., 1908, p.484.
- (88) Sacriste, op. cit., pp.482-492.
- (89) 例えば Joseph-Barthélemy, *Précis de droit public*, 1937, Dalloz, p.31では自然

法の存在を *droit* と *loi* の区別として認めているが、数行の記述にとどまっている。

(90) *Traité I*, p.6.

(91) 樋口・前掲注7)『近代立憲主義と現代国家』18頁。

(92) ミルキヌ＝ゲツェヴィチ著「比較憲法研究の方法」小田滋・樋口陽一共訳『憲法の国際化』309-341頁(有信堂、1964)。

(93) 同上311頁。

(94) このバルテルミの叙述は、Joseph-Barthélemy, *Le Rôle du pouvoir exécutif dans les républiques modernes*, Giard et Brière, 1906 (以下 *Le Rôle*), p.651のものである。

(95) *Sacriste*, op.cit., p.468. 強調は原文のまま。

(96) *Ibid.*, p.451-463.

(97) *Le Rôle*, p.651.

(98) *Le Rôle*.

(99) Roger Bonnard, *Analyse et comptes rendus de Le rôle du pouvoir exécutif dans les républiques modernes* par Joseph Barthélemy, R.D.P., n.24, 1907, p.598.

(100) *Traité II*, p.638.

(101) *Le Rôle*, p.748.

(102) ただし、憲法改正それ自体には一貫して慎重であった。*Traité II*, pp.636-637.

(103) *Sacriste*, op. cit., p.461.

(104) *Le Rôle*, p.14.

(105) *Ibid.*

(106) *Ibid.*, p.9.

(107) *Ibid.*, p.10.

(108) より詳しい論証は *Ibid.*, pp.22-25を参照。

(109) *Ibid.*, p.12.

(110) *Ibid.*, p.13. オットー・マイヤーの諸概念をバルテルミが正確に理解できているかどうかはここでの問題ではない。

(111) *Ibid.*

(112) R. Carré de Malberg, *Contribution à la Théorie générale de l'État*, t.1, 1920, Recueil Sirey, p.488.

(113) *Ibid.*, p.15.

(114) *Ibid.*, p.19.

- (115) バルテルミは極めて詳細に各国を分析し比較するが、本稿では割愛する。
- (116) Ibid., pp.629-633.
- (117) Ibid., p.627.
- (118) Ibid., pp.633-641.
- (119) Ibid., p.642.
- (120) Ibid., p.650.
- (121) Ibid., p.656.
- (122) Ibid., pp.657-658.
- (123) Ibid., p.658.
- (124) Ibid., p.660.
- (125) Ibid., p.664. また大統領の有用性については *ibid.*, pp.698-718参照。
- (126) Ibid., pp.721-722.
- (127) Ibid., p.725.
- (128) Ibid., p.731.
- (129) Ibid., p.734.
- (130) Ibid., p.735.
- (131) Ibid., p.737.
- (132) Ibid., p.736.
- (133) このような見方は比例代表制論の著作以前から一貫している。例えば *ibid.*, pp.30-31.
- (134) 例えば *Traité II.*, p104.
- (135) Joseph-Bartélemy, *L'organisation du suffrage et L'expérience de Belge*, 1912.
(以下 *Suffrage* と表記する)。
- (136) 当時の選挙制度とその改革について只野雅人『選挙制度と代表制 フランス選挙制度の研究』(勁草書房、1995)。バルテルミの比例代表制論については144-145頁参照。
- (137) *Suffrage*, p.512. バルテルミにおいては比例代表制と名簿式投票制は区別されている。というのも、ベルギーにおける名簿式投票は多数派に有利な「多数派名簿式投票制 (*scrutin de liste majoritaire*)」だからである。したがってバルテルミが *scrutin de liste* という語を用いる場合、これは必ずしも比例代表制を意味しているわけではない。
- (138) Ibid., p.514.

- (139) Ibid., p.529.
- (140) 只野・前掲注117)『選挙制度と代表制』80頁。
- (141) Suffrage, pp.626-627.
- (142) Ibid., pp.627-629.
- (143) Ibid., pp.629-633.
- (144) Ibid., p.657.
- (145) Ibid., p.660.
- (146) Ibid., p.659.
- (147) Ibid., pp.667-669.
- (148) Ibid., pp.669-680.
- (149) Ibid., p.671.
- (150) Ibid., p.672.
- (151) Ibid., p.675.
- (152) Ibid., p.676.
- (153) Ibid., p.678.
- (154) Ibid., p.681.
- (155) Ibid., p.682.
- (156) Ibid., p.687.
- (157) Ibid., p.691.
- (158) Ibid., p.717.
- (159) Ibid.
- (160) Joseph-Barthélemy, *Valeur de la liberté et adaptation de la République*,
Librarie du Recueil Sirey, 1935, p.235.
- (161) Joseph-Barthélemy, Pour le vote obligatoire, R.D.P., 1923, pp.101-167.
- (162) Ibid., p.104.
- (163) Ibid., pp. 104-105, Traité II, pp.340-341.
- (164) Joseph-Barthélemy, *Le problème de la compétence dans la démocratie :
cours professé à l'École des Hautes-Études sociales pendant l'année 1916-1917,*
1918 (以下 Compétence とする), p.2.
- (165) Ibid., pp.118-119.
- (166) Ibid., p.106.
- (167) Ibid., p.127.

- (168) Ibid., p.107.
- (169) *Traité II*, pp.219-226.
- (170) *Compétence*, p.107.
- (171) Ibid., p.257.
- (172) Joseph-Barthélemy, *Essai sur le travail parlementaire et le systèmes des commissions*, Paris, Delagrave, 1934（以下 *Essai* と表記する。）、p.10.
- (173) 詳しい経緯について大石眞『議院自律権の構造』74-79頁（成文堂、1988）参照。
- (174) Gaston Jèze, *La crise politique française*, R.D.P., 1934, p.232.
- (175) *Essai*, p.51.
- (176) Ibid., p.53.
- (177) Ibid., pp.212-251.
- (178) Ibid., p.213.
- (179) Joseph-Barthélemy, *La resolution du 16 juillet 1926 et la réforme des methodes parlementaires, Mélanges Maurice Hauriou*. Sirey, 1929, p.6.
- (180) Ibid., pp.28-29.
- (181) この点については高橋・前掲注14『現代憲法理論の源流』109-113頁参照。
- (182) ド・ゴールの憲法構想については、塚本俊之「シャルル・ドゴールの憲法思想——九五八憲法制定前まで——（2・完）」早稲田法学75巻4号301頁以下（2000）、小野善康「ドゴールの憲法構想」アルテス・リベラレス45巻161頁以下（1989）参照。その意味で、Pinon, op.cit. のようにバルテルミを30年代の改革者たちの一人として、第五共和制の源流に位置づけるのは誤りとはいえないまでも単純すぎる理解であろう。
- (183) Beaud, op.cit., p.100, cf. *Traité I*, p.7.
- (184) 主著『憲法概論』においても、理論的な「近代憲法組織の根本原理」に割かれる第一部に対して、実際の制度を描写する第二部の方が圧倒的に分量が多い。
- (185) 一例として、現代フランスにおける議会制の再検討について、徳永貴志「フランス議会の復権はなされたか：2008年憲法改正以後の法案審議」和光経済46巻2号39-46頁（2014）参照。
- (186) 山元はこのような観点から現在のフランス憲法学について分析している。それによればバルテルミのアプローチの延長線上にデュヴェルジェ、ヴデル、ビュルドーらが位置付けられる。山元・前掲注9）「現代フランス憲法理論の展望」663-674頁、cf. Beaud, op.cit., p.97.